

第六十一回国会 衆議院 石炭対策特別委員會議録 第五号

昭和四十四年三月十九日(水曜日)

午前十時十八分開議

出席委員

委員長 平岡忠次郎君

理事 神田 博君

理事 菅波 茂君

理事 岡田 利春君

理事 田畑 金光君

西岡 武夫君

中村 重光君

渡辺 惣蔵君

大橋 敏雄君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席府委員長

通商産業省鉱山

石炭局長

通商産業省鉱山

石炭局長

通商産業省鉱山

保安局長

委員外の出席者

議員

通商産業省鉱山

炭地城振興課長

労働省職業安定

局長失業保険課長

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

三月十九日

第二類第四号

石炭対策特別委員會議録第五号

昭和四十四年三月十九日

委員松本忠助君辞任につき、その補欠として大橋敏雄君が議長の名で委員に選任された。

三月十八日

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

石炭鉱業国有法案(多賀谷貞徳君外十四名提出、衆法第六号)

日本石炭公社法案(多賀谷貞徳君外十四名提出、衆法第七号)

三月六日

石炭の縮小政策反対に関する陳情書外三件(北海道空知郡上砂川町議會議長森幸三郎外三名)(第一七九号)

石炭の縮小政策反対等に関する陳情書外六件(美唄市議會議長飯田実外七名)(第一八〇号)

石炭鉱業の安定等に関する陳情書(大牟田市議會議長境恵)(第一八一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

石炭鉱業国有法案(多賀谷貞徳君外十四名提出、衆法第六号)

日本石炭公社法案(多賀谷貞徳君外十四名提出、衆法第七号)

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

石炭対策に関する件

〇平岡委員長 これより會議を開きます。

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案について参考人として御意見を述べていただくため、夕張市長橋内末吉君、いわき市長大和田弥一君、山田市市長松岡十郎君及び佐賀県大町町長藤井万四郎君の御出席をいただいております。

参考人各位には、御多用のところ遠路わざわざ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

この際、産炭地の実情等について、それぞれの立場から懸念のない御意見を述べさせていただきます。

参考人各位には、最初一人十分程度御意見をお述べいただき、そのあとで委員の質疑を行ないたいと存じます。

それでは、まず橋内参考人にお願いたします。

〇橋内参考人 私、北海道の炭産市町村を代表して、本日当委員会において私どもの願望を含めましていろいろ意見をお聞きいただく機会をお与えいただきましたことを心から感謝申し上げる次第であります。

私の申し上げたいと思いますことは、五五程度にわたっておりますが、時間の制約がございますので、簡単に申し上げます、後はまた補足させていただきます。

させていただきます。

第一は、最近の北海道におきます各炭産の閉山の情勢が非常に緊迫を告げてまいっております。新聞紙上等における報道によりまして、大手の明治炭業の昭和、本岐の閉山、あるいは九州鉱山の太刀別炭業所、あるいはまた新奈井江炭産あるいは北興炭業、相次いで閉山が報道されてきておる実態でございます。こういう点から見まして、私も非常に異様に感じます。

これは、国会において最終的に政策が審議され、決定される以前において、すでに終閉山がどんどんと進んでおる。この動きをこのまま進めましますならば、北海道における中小炭産を中心としてほとんどなだれに閉山が行なわれてくるのではないかと、私は、私も自治体として、また住民の福祉を守る立場からいたしまして、非常に心配にたえないものがあるわけでございます。そこで、この問題につきましまして、前々から政府関係方面にも要望してまいったところでございまして、何となくこの政府の強力な行政指導によりまして、そうしてほんとうに政府の方針であるようなならぬ閉山が行なわれるように、急激な集中的な閉山にならないような行政指導を強化してまいりたいものだ、かように考える次第であります。

それからもう一つは、こういうように終閉山が次々と出されてまいってくるという背景には、もちろん先生方も御承知のとおり、将来に対する石炭産業のビジョンがはっきりしておらないということがいえるのではないかと、思うのであります。きのうの衆議院におきます佐藤総理大臣の御意見等を報道で承りますと、今度の石炭対策は最終的なものではない、当面の緊急対策である、今後体制問題等については炭産の調整、流通機構の一元化等を含めましてさらに検討を進めなければ

ならない、こういうように仰せられておる報道を拝見いたしました。これらの点から考えましても、業界においても、またわれわれ市町村の立場からいたしましても、各界の意見を総合しますると、なるべく早い機会において、できますれば今度の国会中において、少なくとも将来の石炭体制のあり方はどうあるべきかという点について明快な結論を出し、それがやがてはいろいろな機関を通じて具体的に論議されるものだと思いますが、そういう方向について体制問題の方向をお出しただくことが、炭鉱の将来の方向を示すものとして、長期に安定させ、あるいはこの不安ムードを解消するために役立つものではないかというように考えますので、こういう点について何となくこの方向を見出すための御努力をお願い申し上げます。

第二点目は、労働力の定着とその確保についてでございます。最近、北海道におきまます炭鉱の労働者が相次いで流出が非常に激しく、顕著になってまいっております。これももちろん、石炭産業の将来の位置づけが明らかでない、そのビジョンがない、そこへ持ってきて保安問題等の災害が発生するという点によって一そう拍車をかけてきているものだと思いますが、何せ、炭鉱の中核になっておるところの労働者が毎月のように流出が激しいのでございます。こういう点からいまして、今後増強していく炭鉱あるいはそのまま維持されていく炭鉱でありましても、労働力が不足いたしましてやがては有力な炭鉱もあるいは縮小し、まかり間違えば閉山になっていくという心配が、新しい事態として発生しておるわけでございます。こういう点につきましても、何とかこの労働力を定着させるために、そして確保するために、思い切った政策をひとつ打ち立ててもらわなければならないと考えておるのでございます。

私は、こういう労働力の定着、確保をはかるという観点からいたしまして、第一に具体的にお願

いを申し上げます。炭労働者の生活環境をよくしてやるということが一つ必要であると思ひます。こういう点からいろいろ炭住の不良住宅改良の問題については、関係炭鉱自治体も炭鉱会社と相協力しましてこの改良に力を注いでおるところでございますが、これも建設省を中心とした不良住宅解消の予算ワケが本年は八千戸より確保されておらないのであります。しかもこの八千戸のうち、四十三年度に実施いたしました改良住宅の施越し分を約二千七百戸含んでおりますから、これを差し引きますとわずかに五千三、四百戸、去年の実績の五千五百戸程度より確保されないのが実態でございます。これらの面は石炭政策の中におきまして、通産省当局の御尽力によりまして無利子の住宅改良、修理に対する融資制度がとられております。これらとの関連を十分建設省ともはかられながら、何とかこのワケの拡大の方向に御努力をお願いいたします。

第三点は、最近炭鉱におけるところの中学校の卒業生あるいは高校卒業生の大半がみな炭鉱以外の地域、遠く東京方面にどんどん流出してまいります。これは炭鉱地域内に職場がないからでございます。この金の卵といわれる中学卒業生、高校卒の女子、こういうものがどんどん流出してまいりますと、それが足がかりになって、炭鉱の大事故の中核労働者が、にいさんたちがあられる親が、この流れ出た中高家族子弟の職場の関連から流れっていく、流出していくという様相が非常に顕著になってまいっております。したがっていましう面から、どうしてもこの中高卒の家族の職場を造成してやらなければならぬ、そのことは単に中学校、高校卒の職場を与えるだけではなく、それらについては、原因となっておる炭鉱の中核労働者の流出を防ぐゆえんになるというように私も私では考えておりますので、一そう労働者の流出が激しくなってくるというぐあいに考えておる次第で

あります。それからもう一つは、いろいろな事情によってある程度の閉山があらわれるものはやむを得ないと思ひますが、この閉山地区におきまます労働力というものが再び炭鉱には帰ってこないのが現状でございます。これを何とか国の政策によって再就職させる、閉山地区における炭鉱労働力をもつと維持、増強される炭鉱の方面にこれを転換していく、このためにあるいは移住資金なり炭鉱の再就職資金の供給とか、そういう思い切ったような政策をとってもらふ必要があるのではなからうかというぐあいに考えるのでございます。

次に三点目は、産炭地振興対策についてでございます。産炭地振興対策と申し上げますと、産炭地域の閉山、縮小された地域の経済を回復するために新しい工場を進出さしていくというのが方向でございますが、この点については今日まで九州、常磐においているのと経験されてきておりますし、北海道もその対策を受けておりますが、何となくも横雪寒冷地であり、しかも立地条件のきわめて悪条件下にある北海道の工場進出ということとはなかなか容易でございます。したがって、北海道対策というふうな事業団の融資の比率の引き上げであるとか、あるいはまた金利の引き下げであるとか、あるいは資金の返済期間の延長であるとか、こういうような方法をとりまわらば、あわせて北海道の産炭地振興事業団の支所の機構を支社に昇格させまして、北海道に対する産炭地振興対策の積極的な推進をお願い申し上げます。

次は新鉱開発の促進についてでございます。北海道の地区においては、一、二新鉱開発が実施されております。一方においては終閉山におびえ、一方においては原料炭山として今後の需要にこたえ、国の政策にこたえていくための新鉱開発が行なわれておるのでございますが、この点につきましましては、やはり北海道の新鉱開発に重点を向けられまして、この新鉱開発資金の供給についてはできる限り大幅な政府の供給をお願いしなけ

ればならぬ。今日までは政府の無利子資金は約五〇％でございますが、今度の新鉱開発は情勢も変わっておりますので、少なくとも八〇％くらいは無利子の資金を供給してもらわないと、新鉱の開発ということとはなかなか容易でないというように考えられますので、この点についてもひとつ格別な御審議をお願い申し上げます。

なお、当面、一番困っておりますのは、一方においては終閉山が次々と伝えられ、一方においては三月をもって炭鉱企業に対する民間の融資、こういうものがほとんどとまってくるような状況でございます。こういう面からいたしまして、当面、政策決定に至るまでの間、緊急な対策として、当面の緊急融資対策を、大手、中小にかかわらずお取り上げ願わなければならぬというぐあいに考えておりますので、この点についても適切な施策の遂行を心からお願い申し上げます。

時間もうだいぶ経過いたしましたので、一応この程度で私の意見を終わらしていただく次第であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○平岡委員長 次に大和田参考人をお願いいたします。

○大和田参考人 いわき市長の大和田でございます。本日参考人として私の意見を述べさせていただきます。ただいま市市長さんから、産炭地域の事態、処理すべき問題につきましてなお政府において特段の御配慮願ひたいことを申し上げましたが、常磐地区におきましてもやはり同様の悩みを持っておるわけでございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、私は、たいへん具体的になるわけでございますが、お手元に資料を差し上げておきましたので、大体三点にわたってひとつ簡潔に申し上げます。

第一点は、今回のこの委員会におきまして御審議願っておりますこの産炭地信用保証協会に対する政

府の保証限度とそれから期間の延長の問題、これに對してはぜひ特別の御配慮をいただきまして、助成措置を依然としてやっていただきたい、できればさらにこのワクをふやしていただきたいということでございます。この点につきましてはすでに国会において十分御議論と思ひますが、私はその点だけを申し上げたいと思ひますが、私はその理由等につきましては十分お知りと思ひますので、省略させていただきます。

次に、これは私のところ特有の問題のように見えますが、実はそうでないところも国内にあるわけでありまして、というのは、御承知のように産炭地の振興臨時措置法の第十条による指定区域の問題でございます。これをひとつ再検討していただきたいということでございます。特に私のいわき市を例にとってみますと、いわき市は四十一年の十月に十四市町村を合併したのでございます。資料の四ページをごらん願ひたいのでありますが、いわき市は平、旧磐城、常磐、内郷、勿来、産炭地を中心とした十四市町村を合併したのであります。この地域の中には、いわゆる六条指定の地域というものはこの斜線で書いてある地域でございます。この地域はその恩典に浴してゐるわけでありまして、一例を申し上げますれば、企業立地にあたりましては、固定資産税等の減免措置を講じていただいておりますが、それに境を接して、道路を隔ててそのそばにやはり企業立地をほとんどしているわけでありまして、ことに小名浜地区におきましては、港湾を周辺としたいわゆる工場が非常にたくさん立地されてゐるのであります。その六条指定の恩典に浴してゐない。しかもこの常磐あるいは平、勿来とほとんど道路一つ隔てて一体をなした地域でございます。産炭地域の就労者が、一時おった者がこういうところにくぐ就労しておるわけでありまして、ところが合併前にきめた地域でございますので、非常に不都合を生じてゐるわけでございます。この指定された以外の旧磐城、四倉それから大久、久之浜等におきまして、たとえば久之浜、四倉等におきましては、

この臨時措置法ができる前に実は石炭を掘つておつたのでありますが、その一、二年前に閉山したので、その恩典に浴しないというような状況にあるわけでありまして、市の企業誘致あるいはその他の基盤整備のために、一体となった産炭地域としての処理を講じなければならぬということ、目下この新市建設にあたつておるわけでございますが、この地域の指定されてないところとしてあるところとの間のアンバランスを解消していただくように、この六条指定の地域の再検討をひとつお願いしたい。いわき市におきましては、この市一円としての御指定をお願いしたい、こういうこととひとつひき合ひこれはお考え願ひたい、こう思ふのでございます。

それから第三点でございますが、これは御承知のように、いわき市を中心とした常磐産炭地域におきまして、振興事業団におきまして土地造成をお願いして、そうして土地造成されたものに相当数の企業が立地しようとしております。成績は非常によろしいのでございますが、なお市内に相当広い範囲におきましてボタ山あるいは廃山と地が広がつております。こういう地帯を引き続きなお一そう、ひとつ事業団の原資をふやしていただきまして、この基盤整備をお願いしたいということで政府にかねてからお願ひしてまいりました。着々やつていただいておりますが、なお一そう、ひとつ御配慮願ひたい、こういうことでございます。

なお、その他申し上げたいこともございますが、あとでまた御質問等をいただきまして、お答え申し上げたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

○平岡委員長 次に、松岡参考人をお願いいたします。

○松岡参考人 私は福岡県山田市長の松岡でございます。

筑豊炭田の奥まったところにごさいます。石炭鉱業合理化の一番深刻な影響、打撃をこうむつたところでございます。第一次石炭合理化以来そ

のこうむつた影響を端的に申し上げますと、昭和三十四年ごろの山田市の人口は四万でございましたが、現在は二万前後でございます。日本一小さい市でございます。炭鉱合理化によつて人口流出による非常に大きな影響をこうむつたのでございます。炭鉱は二十三ありましたが、現在は二つだけになっております。それも今次の第四次答申によつてはどうなるか非常に危ぶまれているような状況でございます。

そのように、人口の激減あるいは炭鉱の閉山、したがつていろいろな施設の撤去等によりまして、税収は非常に激減いたしました。現在四十四年度の予算を編制しておりますが、一般会計におきましては税収が占める比率は九%でございます。一割に満たないような財政の状態でございます。またその反面、特別財政需要といつたしましては、著しく目に立つのは生活保護世帯の激増でございます。全国平均が千分の二十程度に對しまして、私どもの市は千分の百八十七でございます。非常に遺憾ながら、全国の悪い意味においては最高水準をいつておるのでございます。

そのように炭鉱閉山によりまして市政の上に非常に大きな変化を來たしております。人口の激減、税収の減収、したがつて特別財政需要の激増、これはいま言った生活保護世帯あるいは失業、あるいは教育問題、いろいろな面に悪循環的な現象が現在起こつております。さらにまた悪化しようという傾向にある次第でございます。さらに第四次答申によりまして、筑豊地帯におきましては、新聞にも出ておりますように、ここにございしますが、佐賀県の杵島炭業の閉山、あるいは筑豊地帯におきましては明治炭業の閉山、あるいはあるいは麻生産業の企業ぐるみの閉山が新聞に麗々しく書き出されておまして、地域社会並びにその住民に及ぼす心理的な影響あるいは直接的な経済的な影響は、まことにばかり知れざるような不安な状態下に現在置かれておるようなわけでございます。

個々のことは別といたしまして、そうした現況にかんがみまして、さきに政府が策定いたしました産炭地域振興事業の線に沿ひまして、極力産炭地域に企業を誘致するための努力を積み重ねてまいりまして、私も今も約十数社の企業が進出しておりますが、規模の大小は別といたしまして、政府が企図し、また産炭地域振興事業団が考へておるような方向ないしは内容においてはなかなか企業は来てくれないのでございます。数多くの団地の造成はなされておりますが、現在なおかつペン草が生えておるような状態で、将来に目を向けて考えれば、それも先行投資の性格で、ものになると思ふのでございますが、現在の状態では関係者のやっきの努力にもかかわらず、非常にその歩みは遅々たる状態でございます。

そこで私は、昨日NHKのスタジオ102へ出まして、企業と地方自治、特に過疎地帯におけるところの状態を述べようということで、テレビを通じて訴えたのでございますが、特に先生方にお願ひし、またお力添えを望みたいことは、個々の地方自治体が企業に對して、どうぞ産炭地域においてをお願いしたいと言つて努力しても、なかなか実質的な効果は、いろいろな条件に規制をされまして思うようにまいらないのでございます。私、市議会あるいは商工会議所関係の方面と力を合わせまして、阪神、名古屋、東京方面の関係企業にお百度を踏んでいろいろ要請をいたしました。あるいは向こうから非常にとつてもないような条件を提起され、いわゆるえさをこちらがそろえなければならぬか来てくれないという状態でございます。そのために、企業の誘致のための優遇条件を条例に掲げて、あるいは地方自治法に違反するようなことでもしなければ企業の進出が考えられないというふうな、そうした過去の苦い経験にかんがみまして、現在の石炭炭業によつて特に筑豊地帯におけるところの過去の七十年、八十年という長い石炭採掘によつて今日の繁栄をもたらしておるところの企業、具体的に三井でも三菱でもあるいは古河でも住友でも、そうした企業は今日の繁栄

昭和四十四年三月十九日

四

のもとの一因は確かにその石炭産業にあったと思うのでありますが、そうした企業は技業のように大きな関連企業を持つておるのでございます。この関連企業の一端を、この閉山した炭鉱のあと地に、その企業自体の責任と技術あるいは能力等をはじめに、炭鉱にかわるものとして植えてほしいということをお私に切實にお願いしておるのでございます。炭鉱のあとには広大な土地があります。住宅もそのまま残っております。水もあります。発電等いろいろな施設もあります。つまり企業を興にすについて必要な条件は大体炭鉱のあとにそろつておるのでございます。ただ原材料であるとか資源は、これは他の地域から持つてくるにしましても、土地それから労働力あるいは水ある

いは企業自体が持つところの資本、技術、そうしたものを持つておりますから、炭鉱の閉山したあとに、炭鉱にかわるものとして引き継ぎができやしないかというような気持ちをもつて強く要請をいたしておるものでございます。その点、先生方の格別の御審議をいただきまして、何らか、法律とか制度でなくても、政府または国会の対処によつてこれができればという強い気持ちを保持しておるような次第でございます。

そこで、きょう私どもがお招きをいただきました本論の産炭地域における中小企業信用保険の法律の問題でございしますが、具体的に簡略に申し上げます、私どもの考え方並びに要望を申し述べたいと思つております。

この制度が昭和三十八年にできまして、私どもの地域では、三十八年、四十一年、四十二年の三回にわたって、地元中小企業者がこの売り掛け金の未回収にかかわる融資を受けておるのでございます。昭和四十三年七月末現在におきまして、筑豊地帯の商工業者——筑豊地帯と申し上げますと、中間市、直方市、飯塚市、田川市、山田市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、この五市四郡にまたがる地域をさすのでございますが、この業者の売り掛け金の総額は十二億三千四百万円でございます。これが焦げつきの状態にあつて、中小

企業者は非常に資金運営上困って、倒産の悲境に転落した者もごいますし、この法律によって大きく救済を受けておるのでございますが、この法律が、時限法の関係で今年の三月末日をもって打ち切りになるということから、非常に大きな不安を持っておるものでございます。こいねがわくは、この時限法の法律の期限をもう五カ年間延長していただきたいと思うものでございます。そして引き続き産炭地における中小企業者の資金運営を助けていただきたいと思うのでございます。現在の利息は、百万円までが六分五厘、百万円をこすものについては八分四厘の利息でございますが、これを無利息にしたいと思うのでございます。

それか、いま一つは、政府は、これに對して百分の八十の保証をしていただいておるのでございますが、これを百分の百、全額政府保証で持つていただきたいと思うのでございます。と申し上げますのは、法律の「国及び地方公共団体は、産炭地域間關係保証が円滑に行なわれるよう努めるものとする。」という第七条の条文によりまして、国が百分の八十、県、市町村がそれぞれ百分の十ずつの保証をやっておるのでございます。県、市は、これを福岡県の信用保証協會に再保証をしてもらっておりますが、やはり融資を受けた者のうちには、事志と違つて、どうしても償還でき得ない者が出るのでございまして、結果的には、国はもちろんでございますが、県、市はそれぞれ百分の十ずつの損失補償をしなければならぬということからして、今度それが結果的には、もし回収することになった場合に、県、市がこゝろむる負担は非常に大きいのでございます。従来まで山田市におきましては、六件、八百万九千円の回収不能があつたのでございますが、これは保証契約に基づいて、当然市が負担しなければならぬというきわめて苦しい財政状態の上に、さらにおつかぶせるようなことにもなるわけでございますし、地方自治体にこの負担をしわ寄せすることなく、国で全額保証していただきたいとお願ひ申し上げるもの

でございます。
いままで申し上げましたように、明治鋳業の平山炭鉱が近く閉山するやに聞いておりますが、直方市の飯野鉄工所のごときは五百数十万円の焦げつきがございます。鉄工所自体の運営に困って倒産のうき目にあおうかというような悲運の向きもあるわけでございまして、この制度の運営についての格別の御審議をお願い申し上げたいと思うのでございます。

いま一つの要望は、この炭鉱限りにつきましては、石炭鉱業合理化事業団が交付する閉山交付金のうち、留保金として未払い賃金あるいは鉱害復旧引当金、こうしたものが充てられておりますが、もしできるならば、炭鉱売り掛け金も合理化事業

団が留保するところの交付金の中に包含していたんだけたならば、中小企業者も大きく救われるだろうということが考えられますし、そういうようなことを制度的にお考えいただきたいと存じ上げますのでございます。

それから、現在炭鉱の閉山に伴いまして、地元の市中金融機関が非常に引き締めを強化しておるものでございまして、また融資をするにつきましても、担保であるとか、あるいは保証についても、きびしい条件を示します。そういう点からおお手あげになって、融資導入が困難になって、倒産あるいは閉店の悲運におちいる者もありますが、そういうことから融資導入を容易にするために、中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫の特別融資限度額を現行の百万円から三百万円に引き上げ、そのような措置をおとりいただきたいというふうに考えておるものでございます。現在の状態のまま推移すれば、炭鉱だけではなく、あるいは炭鉱の従業員だけでなく、炭鉱に大きく依存しておりました周辺の中小企業、特に購買力の減退によつて商店経営に困難を來たしておるところの商売人は、炭鉱もろとも運命をともにいたしまして、転業あるいは他地域への転出も困難になるということから、そうした業者の生活保護への転落ということも予想されるわけでございます。

炭鉱の閉山がもたらす影響は、単に地方自治体あるいは炭鉱の従業員だけではなく、特にそれにいままで依存しきっておった周辺の中小企業者にも及ぼす影響の大きいことをお考えいただきたいまして、それにつきまして、いま言った一連のことについて格別の御審議、御協賛を賜りますようお願いし上げます。

以上でございます。

○平岡委員長　次に藤井参考人をお願いいたします。

す。

○藤井参考人 諸先生方には、石炭産業につきましましてたいへん御心配をいただき、御配慮をいただき、ありがとうございました。この席をかりまして厚くお礼を申し上げます。

御承知のように、佐賀県の中核産業であります杵島炭鉱は、去る十四日に閉山の通告をしてしまったのでありますが、大町炭鉱の四四％を占めます炭鉱関係者並びにこれの購買力に依存します商店街の人々にはまことに驚き、将来の生活がどうなるかと不安におののいておるような状態でありまして、石炭特別委員会の諸先生にこうしたことを訴えなくちゃならない。今日の石炭産業のあり方について、先生方の御配意を一そう深めていただきたい、かように申し上げたいのであります。いままでは三人の参考人の方から、基本的に申し上げますけれども、私はきわめて具体的に諸先生方に訴えたいと存じます。

その第一は、炭鉱の閉山による民生の安定の対策が、きわめて大きいのではないかと。ややもすれば、この閉山に伴って社会不安が起こり、その中から非常に大きな混乱が起こるのではないかと。う心配があるのであります。

第一に、この民生安定の問題から申し上げますならば、従業員の退職金を、今度の答申によって七五％政府が支払うということですが、きわめてこれは困難であり、しかも二回にわたって、四十四年度、四十五年度にわたってこれを支払う、そういうことでなくして、退職金はその山のきめております労働間の協定に従つ

て、一〇〇%を一時に支払うべきではないか、その資金を政府はしっかり持つてもらわないと、二回にわたって、あるいは共同で百万円なら百万円の金を集めて、何かしようと考へておる問題がありまして、これができない、こういう問題が起こつてまいりますので、その点ひとつ諸先生方の御協力をお願いしたいと存じます。

それと同時に、三十九年度以降組夫制度が認められておりますが、組夫には退職金がございせん。そういうような面から、この組夫に對しては、本来の従業員と同様に退職金を支払つていただくような措置ができないものかどうか、この点もあわせてお願いを申し上げたいと存じます。

次に閉山というものは、予告が長く前にあるものではなからず、杵島炭鉱の例をあげますならば、一月の末に社長から非公式であるが、三月末で閉山をしたいということで町長来てくれ、そういう告示がありました。それによつて私も閉山した。抗内水に依存する飲料水あるいは雑用水の問題がありますので、あつてボーリングを、いまやっておりますけれども、ボーリングをやるといふ期間も相当長いわけでございます。この点、県の知事はじめ、経済部長と会社の首脳と話をしておりますが、江北町と大町で揚げます電力料が五百万円にわたる。杵島炭鉱閉山の五百万円というの出せないというものでありますので、この点につきましても、政府のほうで何とか諸先生方のお力添えを願つて、閉山水道がで上がるまでは、人道上の問題であり、社会問題でございますので、この点を何とかお願いしなくては、これまたさつき申し上げました社会不安をつくる一つの大きな要因になるのではないかと、こういうふうに考へておる次第でございます。

それと、さつき山田市長からお話がありましたように、炭鉱の労働者を相手に商店を営んでおります人々が、購買力の減少によつてその売り掛け金が非常に大きくなつて、今日も大体、江北町と大町におきまして八億円の売り掛け金が残つております。

そういうような問題から本日お招きをいただきました中小企業信用保証の法律問題におきまして、きわめてこれは重要視しなければならぬ問題として、私も委員長から御配慮願つた四十九年三月三十一日までの期限延長はぜひやつてもらいたいと同時に、売り掛け金の問題におきましても、段階的なものではなからず、個々の商工会なり、あるいはその他の個々の集約的な――若干の集約的なものであつても、この売り掛け金の融資ができるようにお願いできないものか、こういうふうには考へておるような次第でございます。

それと同時に炭鉱が閉山いたしました。私も炭鉱にかゝる企業の進出、中核企業としての進出をたいへん望んでおりますが、きわめて立地条件に乏しく非常に困難な面があります。そういうような面におきましても、進出する企業につきましても、そういう炭鉱閉山に伴う地域につきましても、産炭地事業団の融資も低利に長期に融資を願ふことができないものかどうか。さらにそういうふうな措置を講じてもらつて、金利的なもの、あるいは期間的なもの、こういうものが何とかならないものか。さらにこういうふうな企業を誘致します場合には、一つの基盤整備が必要でございますので、道路あるいは水資源の開発をはからねばならないことは当然でございます。こういうふうな問題につきましても、今度四十四年度の新しい試みとして産炭地開発就労事業ができましたことは、まことに私も喜んでおる次第でございますが、この就労事業にいたしましては、元利償還がはたしてできるかどうか。緊就事業であります中小企業と同じように取り扱いができるものかどうか。私もこれはいねがわくば、緊就事業と同じように、補助金の三分の一につきましては、政府が起債を一応出しながら、年々にわたる元利償還をやつてもらふ、こういうようなことが望ましいのではないかと考へます。

その次に、御承知のように杵島炭鉱におきましても、炭鉱用地そのものが全部管理協会の担保に入つております。管理協会は御承知のように開発銀行なり事業団なりその他の諸銀行――七つの銀行にこれが担保に入つておるわけでございまして、担保に入つておるがために非常に土地価格は高いわけでございまして。そういうように土地価格が高いために企業誘致のために非常に問題がございまして、これを事業団で一括してそういうようなものを買ひ上げ、低利にこれを企業誘致の団地として売り払うということはできないかどうか、こういうようなことを実はお訴へしたいのでございまして。

その次に、御承知のように鉱害復旧が七十五億にものぼつておるような今日の状態の中で、これが遅々として進んでおらないという現況にかんがみ、政府はもっと認識を深め、早急にこの計画を進めて、その復旧促進を願わなくてはならない、こういうふうな考へておる次第でございます。

それと同時に、そういうふうな炭鉱の閉山に伴いますところの地方財政の苦しさはきわめて深刻であります。炭鉱に關係いたします町税におきましても二千四百二十九万四千円の減収が生まれてくるわけでございまして、こういうふうな財政穴の補てんとして四十年、四十一年に行ないました減税補てん債と同じように、そういうふうな減税を補てんする、あるいは地方交付税の普通交付税の中のプール計算の中で、財政力指数を取入額、需要額の中へこれを織り込んでもらうというふうなことはできないものかどうか、こういうふうな配慮をひとつ臨時交付金という形の中でお願いしたいと考へます。そうして、特に地方交付税の配分なり起債の認可にあたりましては、そういうふうな閉山炭鉱をかかへ、苦しんでおる地方財政をよく勘案の上――過疎地帯の産炭地帯、こういうふうな地方におきましては、その町税収入が非常に苦しい。私のほうでは町税収入の減額は約四三%になります。そういう面について御配慮を願わなくてはならないのではないかと、こういうふうな考へます。

もう一つ大きな問題は、四十三年度の町民税の徴収であります。今度の政府の退職金の支払いが、さつき申し上げましたように二年度にわたつて退職金を払うわけでございまして、これは本人に払われる。そうしますと、四十三年度に徴収いたします町税が、本人から取れなくなるのではないかと心配がございまして、その点も何とかひとつ本人の承諾書を添えて事法団のほうで控除して、そういうものは閉山の市町村にこれを送つてもらふ、こういうふうなことができないものかどうか、そういうふうな考へるわけでございまして。

最後に、きわめて残念なことでありますが、閉山の起こります市町村における産業の問題がございまして、私はこういうことを申し上げたくなないのでありますが、またこうして先生方の前に、杵島炭鉱がもし閉山したらこういう事態が起ることというのを訴へなくてはならないことがまことに残念であります。政府におかれては、炭鉱の位置づけ、石炭産業の、エネルギー革命のため一つの位置づけをもつと深刻にお考へを願つておかないと、次々に起るこういうふうな閉山から、産業の問題まで起り、あるいは市町村の財政がきわめて困難になる、そのために政治の均衡というものが破れて不均衡になるおそれがあるのではないかと、こういうふうな考へますので、まことに失礼なことを申し上げましたが、よろしくお願い申し上げます。

○平岡委員長 これにて参考人各位の御意見の陳述は終わりました。

○平岡委員長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。岡田利春君。

○岡田(利)委員 一、二点御質問申し上げます。が、初めに橋内参考人にお伺いします。今度北海道では、明治二山が企業ぐるみ閉山というところで、いま閉山提案が行なわれておるわけですが、また、いま述べられたように、本年明治を

除いて中小十山、大体五十万トンの山が北海道では閉山になる。したがって、明治二山をプラスいたしますと、ほぼ百万トンの山が北海道では閉山になるということはもう大体明らかになっておるわけであります。ただ、明治の問題はしばしば新聞紙上うわさをされておりましたけれども、明治鉱業自身が労働者に対して、組合に対して閉山をする意思表示をいたしたわけですが、私の聞いておる範囲では、その明治鉱業は正式に、たとえば山にある関連企業、石炭の運搬の鉄道もあればいろいろあるわけですから、また運搬会社もあるわけですが、こういう関連企業あるいは地方自治体、あるいはまた、いままで山を経営する以上関係のあったところに、いわばこういう事情で企業ぐるみ閉山をするという意思表示というものが同時に進行なわけていなかったと聞いておるわけですが、もしそれが事実とすればまことに遺憾きわまる問題であると思うわけですが、この点についてはそういう事実があるのかないのか、協議会もありますからそういう報告もあったのではないかと

思うのですが、この点をお聞きしたいと思ひます。

それから、杵島の問題で大町町長さんにお伺ひしたいと思うのですが、いわゆる水道の問題ですね。坑内水の問題。これは月五百万円の電力費がかかるというわけですが、一つには、水道を他に確保する場合には、いま述べられたように時間を要するわけですが、閉山と同時に水道供給というものができないということが会社側から意思表示があったのか。こういう点については杵島炭鉄株式会社との間にどういう話になっているのか。たとえば私の常識で言いますと、山をやめてからすぐ水を揚げないということになりますと水没してしまうわけですが、しかし機材器具その他の撤収というものは当然行なわれるのではないかと、そうすると一定量の揚水はある一定期間はしなればいかぬのではないかと、こういう気がするわけですが、いままでの閉山の場合にはそういうことがあるわけなのですが、そういう具体的な話が会社

からあったのかないのか、そういう点ちょっとこの機会にお伺ひをしておきたいと思ひます。

○平岡委員長 順次お答え願ひします。最初に橋内参考人。

○橋内参考人 ただいまお尋ねをいただいた、地方自治体に対して、企業体である炭鉱会社のほうから閉山についてのあらかじめの通告がなかったかどうかということをごさいまするが、私も、産炭地域の住民のしあわせと、それから地方自治を守っていくという立場からいたしますと、これは通告のあるなしにかかわらず、あくまでも地方自治と住民の福祉を守るという立場に立つて、むしろ炭鉱当該会社のほうに出向いて、住民とともに、あるいは議会とともに向いてまいって、閉山をやめてもらいたい、こういう意思表示を行なっているのが実態でございます。残念ながら、いまの閉山をする場合において、法律上地方自治体に通告をしなければならぬという規定にもなっております、このことは非常に重大だと思ひのであります。

今日まで、その自治体の区域内に入つて炭鉱事業をやつて行きておる企業が、事業を行なう場合には、いや学校をどうしなればならぬ、道路をどうしなればならぬ、いろいろな要請はなされます。しかし一たんやめるといふときには全く一方的であります。こういう国の構成上、自治体を無視した、あるいは社会地域に与える影響を無視した一方的閉山ということは、今日の民主主義社会においては許されないと、こういう場合は少なくとも今後においては、法律上、地方自治体に通告してその意見を求めるとか、そういうような制度になつていくのがしかるべきではないか。残念ながら、先ほど申し上げましたように、もう閉山が労働組合に通告され、そのことがすぐ報道され、地方自治体の理事者も議会もこれを承知し、そこで初めて住民とともに炭鉱会社に出かけていって、住民の福祉なり地域の経済を守るために、地方自治を守るために閉山を

思ひとどまつてももらいたい、あるいはその他のいろいろな対策をとつてもらいたいということを要求してきておるのが現状でございます。いまの明治の沼田町における昭和炭鉱あるいは白樺の本岐の閉山についても同様ではないかと思つております。具体的には会社から正式の通告があったかどうかということははっきり承知してございませうけれども、いままでの私の承知している範囲ではそういう程度ではないか。今後は、こういうのは制度上やはり地方自治体を重視して、地域に与える影響の重大性から考へて、そういう制度をつくつてもらふことも必要ではないか、かように考へる次第であります。

○藤井参考人 ただいま岡田先生から御質問がございましたが、水道問題につきましては、いま北海道の市長のほうから炭鉱の通告の問題がありまして、私どもはやはり会社も炭鉱をつぶさなさいという方針で中央に申しまして、諸先生方にいろいろとお願ひをしておいた関係上、これが予告されておりますとテストボーリングぐらひは前もって私どもが掘つておく必要があったのじゃないかと思ひますけれども、そこまで打ち割つた話でございますのでしたので、通告を受けましてすぐにテストボーリングを打つております。ところが、私も炭鉱の採炭夫として三十年間働きました、大体炭鉱の閉山というものは、閉山いたしましてから撤収するのに四カ月、五カ月はかかる、こういうふうに自分の経験だけで考へておりましたので、実はそのくらいかかるだろう、その間には何とかピッチを上げて徹夜作業でもすれば水が出るのじゃないかという考へを持っておりまして、会社の社長の通告では、三月三十一日に閉山をして四月一ぱいで撤収作業を終わつてしまふ、五月から知りませぬというふうなことでございまして、私ども非常に憤慨いたしました社長に食つてかかり、知事にもこの点をお願いいたしました、知事も非常に心配されて、その負担のやり方については十分に検討しようじゃないか、国のほうにもお願いして、国のほうで何とか

この措置が願へれば、その措置に従つて、県もこれを傍観することはできないので、何とかしたいということをごさいまするが、それじゃ町にその一部の負担をしろということとは知事として非常に困難だ、炭鉱が閉山しておる町村がそれだけの財政力があるわけではなく、非常に困つたものであるというふうに言つておられますが、私どもはこれの前、経済部長それから厚生部長等会社の首脳部と会いまして、その席上におきまして、あくまでもあなた達の従業員である以上、町に移管するためにはその期間の坑内水を利用する飲料水については責任を持って言つておられますけれども、なかなか会社は、三月三十一日になくなるんだから会社そのものに言われてももうおしまひだ、こういうことを言つておられますので、きわめて困難な面に直面しておるというふうなことでございまして、この点は政府のそれぞれの機関に申しまして、ひとつ何とかお願いしたいといういま陳情をいたしておるような状態でございます。

○田畑委員 参考人に一括してお尋ねをしたいと思ひますが、最初に北海道の橋内市長さんにお尋ねいたします。

きょうの、この御意見を承りました直接の法律は、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の運用状況についてでございますが、この点については、先ほどのお話の中で簡単に触れた程度であつたわけでありまして、資料によれば、この法律に基づく無担保保険であるとかあるいは法限度額の問題であるとか、普通保険の問題であるとか、実は北海道と常磐地域についてはこの法律の利用と申しますか、運用と申しますか、ほとんどなされてないやうに見受けるわけでありまして、これはどういふやうなことでこの法律の適用があるいは運用、利用というのになされてないのか、この点を、これは橋内市長さんと大和田市長さん、ともに御答弁をいただきたいと思ひます。

それから、特に北海道の場合、産炭地域振興事業団の機能の強化の問題であるとか、あるいは今後の融資その他の特別の配慮の措置などについて強い要請がございましたが、この点について産炭地域振興事業団が、北海道地域においてはどのような今日までの実績をあげてまいっているのか、この点についてお尋ねいたします。

もう一つ、これは同様に北海道の場合と常磐の場合共通するわけですが、今度の国の予算措置の中で、特に労働省所管の離職者対策の中で、すでに御承知のように炭産地域開発就労事業費補助金として二十五億二千三百万の予算計上がされておるわけでありまして、すでに離職者臨時措置法に基づく緊急就労事業は関連各地域において実施されておるわけでありまして、今度新しく設けられたこの二十五億余ののぼる開発就労事業について、北海道並びに常磐の市長さん方としてはどのような考え方を持っておられるのであるか、この点について承ります。

次に私は、山田市長の松岡さんにお尋ねいたすわけですが、山田市は私も幾度かおたずねしまして、先ほどの深刻な実態ということをよく承知いたしております。また産炭地振興事業団による工業団地の造成、またこれに基づく新たな工業の進出等々についても、山田市は、私の見て回った限りにおいては、それ相応の実績をあげておられるやに受け取っておるわけですが、先ほどのお話によりまして、工業団地をせっかくつくったが、なお利用できない土地が相当に残っておる、こういうお話でございました。どれぐらいうような土地があるのか。そしてまたせっかくつくった工業団地については、工場などの企業誘致は当然国の産炭地振興事業団も市当局も一体となつて努力せられてこられたはずでございますが、どういふようなところにもっと努力が必要とされるのか、その辺の事情についていさ少しく具体的に聞かせいただければありがたいと考へております。要すれば立地条件がまずいいのか、あるいは労働力が不足なのか、あるいは事業団の融資

その他の面において欠ける点があるのかどうか、これらの点について、松岡市長からなおお答えいただければありがたいと思っております。

最後に杵島炭鉱閉山に伴う大町町長の藤井さんのなまなましい御発言、現状、現地の御報告については、われわれとしても胸の詰まる思いがいたしますし、またお話しのことについては、今後の石炭政策の推進の面において十分努力してまいりたいと考えておるわけでありまして、いま水の問題について、杵島炭鉱としては三月末に会社はなくなるからそれでおしまいた、まことに冷たい突っ放しのようなであります。相当の従業員をかかえ、従業員と家族を入れます、資料によりまして六千数百といわれておりますが、炭鉱離職者臨時措置法によれば、離職する人の方の就職の問題等についても、これは当然会社側、鉱業権者としてもできるだけ協力し、次の職場のことなども考えるべしというのがこの法律のたまえになっておるわけでありまして、これは特例でございますが、そういう点等について、いまなまなましい通告された直後でありまして、これ以上お聞きすることとはどうかと思ひますが、会社側としてやるべき面が多々あると私は考へておりますが、そういう問題等についてはどのように大町町長さんとしては見ておられるのか。また先ほどお話にありましたように、企業ぐるみ閉山については、今度の政策措置で七五％を国が退職手当としてめんどうを見るということになっております。二五％は企業みずからの努力によつてまかなえ、これが今回の政策措置の実態であります。われわれといたしましては、閉山に迫り込まれるような企業や会社社が二五％をどうつくるかということが、これは言うべくして実際不可能なことじやなかろうか、こういう感じも持つわけでありまして、この二五％の、企業みずからの努力で退職手当の足らざることを補うという、この問題等についてはどのようにお聞きするおのか、この辺のこともお聞きかせいただければたいへんありがたいと思ひます。

○橋内参考人 たいだいま御丁寧なお尋ねがございましたので、北海道の状況についてお答え申し上げます。

第一の、ただいま当委員会の主題になつております信用保険制度の件でございますが、これは九州方面と比較いたしますと、御説のように利用度合いが少ないようでありするけれども、しかし現実にはこの表にございますように、三十八年から四十二年までの実績を見ましても、あるいは移転の、転業する場合の資金の問題であるとか、あるいは売り掛け金の債権に対する回収の問題であるとか、合わせて約三百件の利用をいたさしていただいております。それから売り掛け金のこれによる総額は三十八年から三十九年、四十年から四十一年さらには四十二年、こういうぐあいに合計いたしました約四億三千万ぐらゐの売り掛け金の回収、その他の認定をいただいておりますわけでございます。九州方面と比べて利用度合いが若干少ないようではあります、この制度によつて、北海道の閉山地区における中小企業商工業者の移住の資金であるとか売り掛け金の回収であるとか、そういう面につきましては相当利用させていただいたと思っております。

私も、先ほど他の参考人が申し上げましたように、ぜひともこれは五カ年間さらに延長願ひ、それから補率の中におきましても、産炭地の場合は重く見ていただいて八〇％の保証を見ていただいておりますが、相願わくは最近の情勢から見まして一〇〇％のてん補率にお願い申し上げたい、かように考へて、今後この点は中小企業商工業者にとりましては、ただ一つの国の政策でございまして、十分活用させていただきたいと思っております。

それから二番目の産炭地振興のための工場誘致、あるいは産炭地振興事業団の活用というような問題についてでございますが、これも大体昭和三十五年以降、事業団ができたのは三十七年でありまして、それ以来北海道に進出を願つた、新設あるいは増設を含めましてこの企業の進出は、

石狩炭田、釧路炭田それから天北、留萌炭田を合計いたしました二百十七件の数にまたがっております。設備の資金総額も百一億三千万ぐらゐになつております。事業団の融資が二十一億何千万、これは四十二年末の現況でございます。おそらく最近では二十六億ぐらゐの事業団の資金がやはり北海道にも投入されて、相当な産炭地域の振興に効果をあげていただいている、かように思っております。先ほど来申し上げますように、北海道に対する今後の終閉山が集中的に行なわれるということが非常に心配されます、現にその情勢になつておるのでございますから、今後やはり産炭地振興事業団の北海道の機構を支社格にして相当積極的な政策を遂行してもらふ必要があるのではないかとはいふぐあいに考へておる次第でございます。

それから今度の石炭政策として決定いただきました開発の就労対策の問題につきましては、北海道は今日まで九州のように緊急就労対策あるいはそういうような特殊な労働対策はとってもらつておらないわけでございます。緊急就労対策などという事業はほとんどないのであります。一般の失業対策事業だけであります。今後この開発就労事業の具体的な内容を十分お聞きいたしました、従来行なつておる失業対策事業との関連等もございまして、慎重にこれに対処して、でき得るならばやはり産炭地の開発の雇用の増大をはかる問題——やはり基盤整備の問題とも関連がございまして、そういう面も十分検討してその恩恵に浴させていただく方向を見出していききたい、かように考へております。

○大和田参考人 御指摘の二点についてお答えしたいと思います。

第一の信用保険の問題につきましては北海道並びに常磐地区は利用度がきわめて少ない、何か事情がないかというおたしでございました。実はこの点につきましては、福島県におきましてはやはり業者、業界を認定した数は実は相当の数にのぼつておるわけでありまして、ところが、それがこ

の保険制度を活用していないという結果になっております。これは一つは中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫等によるものと、それから県の損失補償協会、これの活用によって現在大部分はやっておるわけですが、これは一つは県の信用保証協会の運営についてこの制度の活用が若干欠けているところがあるのではないかと、いふふうに思っております。最近、県の信用保証協会とも協議しまして、こういう制度を活用することが保証協会、ほかの全体に非常にプラスになるといふことを認識しまして、この四十四年度当初からひとつ県の保証協会としてもぜひこれを十分に活用させていただきたいということで、この新年度から相当数にのぼるであろう、こういう予定でいるわけでありまして。

それから第二点の問題でございますが、御承知のような事情で大体産炭地域の開発の緊急就労補助金として主として対象とするところを筑豊に重点を置いて予算措置をなされたやに聞き及んでおりますが、実はこういういたる処置につきましては常磐地区としても非常に渴望しているわけでございまして、と申しますのは、実は常磐地区におきまして、ことにいわき市だけ申しますと、失業者の就労者というのが県全体の半分以上も一つの市で持っておりますというのが現状であります。いわきやそのほかにも炭事業もやっております。ところが一昨年、御承知のように大日本炭鉱の突如の閉山、それからそれに次ぐ逐次の小山の閉山等もございました。われわれとしては、この対策に悩んでおるわけですが、一つはやはりそれと関連する、直接鉱山に就事してないもの、しかも閉山、廃山によって直接路頭に迷うというものも実は相当数に及んでいるわけでありまして、そういうための対策として、この筑豊を中核としての二十五億という予算措置を講ぜられたんだらうと思っておりますが、いわき市におきまして、ぜひこの制度を活用させていただきたい。いろいろ予定もございまして、二十五億では足らぬということになるかと思っておりますが、そう

なれば、ぜひ予備費等の流用の増額によって今年度はひとつやらせるようにお願いしたい。四十五年度から本格的にこれを取り上げて、大幅に補助金の増額をお願いしたい、こう思う次第でございます。

○松岡参考人 多くの団地が造成されながら、企業の進出の遅々として進まないのは何か原因があるのかという尋ねでございます。私、地元におりまして、その問題について非常に真剣にいろいろな問題点を考えておるのですが、本質的に、一番大切な問題はやはり水の問題であらうと存じております。本来福岡県、特に筑豊地帯におきましては、そこを流れておりますところの遠賀川の水量が、流量が非常に減っております。従来炭鉱の社用水、これは冷却用水が最もございまして、そのほか住民の飲料水をまかなうのが精一ぱいでございます。水を多量に要するところの企業が進出した場合に、いふところの工業用水については、それをまかなうに十分な水資源的な施設が十分でないということが非常に大きな要因であらうと考えております。

そこで、このことは従来からいろいろ留意された点でもありますが、産炭地域振興事業団、あるいは鞍手工業用水であるとか、あるいは国、県、水資源開発事業団によりまして、多角目的のダム、あるいはその他の水資源施設が現在着々と起ころとされておるわけで、その点につきましては水に対する、特に工業用水に対する不安は除去されると思っておりますが、いまの時点において、さあ、工場は進出するから水をよこせといった場合に、工業用水の供給能力は非常に悲観的だといふようなことが企業進出の大きな隘路ではあるまいかというふうなことを考えておるのでございます。

第二点は、やはり内陸地帯であるということからする条件の不利な点、もちろん国道も通っておりまして、特に九州縦貫高速道路であるとか、あるいは横断高速道路ができればそれだけ助かっていきますけれども、いまの時点におきましては、やはり先進工業都市に比べた場合に、輸送面の条件が必ずしも十分でないというふうな

筑豊地帯でありまして、北九州あるいは福岡に乗り入れる国道は通っておりまして、狭隘で、非常に交通量がふくそうしておりますから、そうした交通の、輸送の確保という点からすると道の整備、これも一つの問題点が残っておりますと思っております。

それから産炭地域振興事業団の融資条件に対する問題であります。政府資金としての融資はあまり大きくないのに、数においては融資申し込みは非常に多い。したがって一口当たりの金額といふものは比較的に額は小さいということから、たとえば民間の範囲におきましては、ワタはすぐになくなってしまつて、次のワタを申し込もうと思えば来年度回しになるということからする融資条件の問題、利息であるとか償還期間といふこともありますけれども、これは政府資金でありますから非常に有利であると思っておりますが、ワタの問題、額の問題、そうした問題もいろいろ手間でございまして、その要因ではあるまいかと私は考えております。

それからいま言ったような、甚盤的な問題は、いろいろあるといふことは県においても取り上げて十分に配慮していただいておりますし、特に私も希望をつないでおるのには、先ほど来話のありました産炭地域開発就労事業についての地域の開発に寄与するといふような点から、特に産炭地域の伸展、開発に寄与する規模の大きい事業をそれぞれ市町村あるいは県が考えておりますから、そういう事業は、私が先ほど申し述べましたような隘路はかなり打開されるだろうというふうなことを考えておるのでございます。

それから一つは、やはり誘致側の各企業進出者に対する啓蒙といふ点、PRも従来は足らなかつたのじゃないかと私は思うのでございます。私の市は十年前から炭鉱の合理化にさらされて非常に苦難の道を歩いてきたのでありますが、名古屋あるいは阪神に行つて、いろいろ地元の話をした場合に、炭鉱という地域は鉱害があつて、気が

荒くて、すぐに赤旗が立つてというようなイメージはやはりそのころまでは強かつたものでございます。それで企業が筑豊地帯に進出するのには何かとまどい、ちゅうちよするといふような風潮は一時は確かにあつたと思つてございまして。しかしその後の国あるいは産炭地域振興事業団、県、市町村の非常に熱心なこれについての運動あるいは訴えによって、そうした悪い方面にあつたイメージは非常に好転いたしました。次々と視察者も参りますし、現在はその空気はないのでございまして。これは関係者の努力あるいは進出者側のほうの積極的な意欲によるものと考えております。

それから先ほど申し上げたのでありますが、やはり進出企業のほうはどうしても企業採算の立場からこの問題を取り上げる、したがって進出する場合に少しでも有利な点を地元で求めてくるのでございます。たとえば福岡県で国道三号線沿いのものだけは、格別に市町村の条例によって優遇条件を設けなくても、向こうからお百度を踏んでくるけれども、内陸地帯の筑豊地帯においては市町村によって優遇条件を設けて、土地についての融資その他のものについて、据えをうまく据えなければ、向こうはしを付けてくれないといふようなことがあつたのでございまして。したがって受け入れ側のほうとしては、やはり他市町村との関連、あるいは議会あるいは市民とのいろいろな感情の中において、そんなとつてもないようなこととはいふようなことで、つい敬遠するといふようなことも事実問題として数々あつたのでござい

ます。また企業誘致にあせるのあまり、いうところの一旗組を受け入れたといふことで、天一坊みたいな手合いが進出して、非常に地元企業に対して大きな迷惑をかけた、あるいは土地の商人たちに対して非常に迷惑をかけたといふようなことからする一つの不信感といふものもあつて、これが相互に関連して合つて企業進出に一つの暗い影を生じたといふことも過去においてはあつたのでございまして。したがって、誘致するほうもあるいは進出するほうも、この企業誘致といふ問題について

は、やはりお互いに信用を持って、信頼感を持ってこの問題を取り扱う。その裏面的な裏づけとして、いろいろな条件の整備、こうしたものがその裏づけとなって、誘致するほうと進出するほうとの気持ちのつながり、あるいは人格のつながり、それがいろいろなことにつながってきますけれども、そうしたものが基本とならなければ、進出してもうまく業務の運営ができないこともありま

す。その間におけるところの配慮というものは、双方がよく話し合つて、条件的なもの、融資、土地、水あるいは労働力、そうしたもののについてもよほど確実なものとしての話し合いをやっておかなければ、双方ともあとでほぞをかむといううなこともございますし、今後のこの問題の処理についても非常に重要な要件だと考えておるのでございます。

事業団は非常に土地が売れないといつて心配されておりますけれども、最近では好転しつつあるようでございます。一時この事業団の土地が国の資金によるものであり、特に独立採算の立場から、ある程度の価格で売れないと、事業団の維持上支障を来すというふうなことから、価格の問題等についてもいろいろ問題点がありました。地元関係者の数次に及ぶ陳情等によって、この問題も好転しつつあるようでございますし、いろいろな苦い経験を経て、将来に向かっては好転をするだろうというふうな考えをおるものでございます。

以上でございます。

○藤井参考人 ただいまの三点の御質問についてお答えいたします。

第一点の水道の問題でございますが、これは、さつき申し上げましたように、きわめて社会的な大きな問題だと考えておりますが、会社側の言い分といたしましては、いままで毎月一千四百万の電力料金を支払っておりまして、飲料水だけであり、雑用水を含めれば五百万円の電力料金で大体まかなえるんじゃないか。その他につきまして、私どもは、閉山水道が給水するまでの間、会社の責任においてこの給水費をいままでどおり

に会社の福利厚生としてやってくれないかという申し出を知事も経済部長もいたしておりますが、それにつきましても、そうしますという返答がございませぬ。さつき申し上げましたように、三月三十一日で閉山をし、四月一ばいで撤収を行なつてしまふ、こういうふうなことでございまして、同時に、坑口閉鎖をしない、閉山交付金の対象にならないというふうな点もございまして、その点は政治的に、私どもは会社と一緒に、その点の解決には努力をいたしたい、こういうふうな考えをしております。県といたしましては、十分に心配いたしました。町村に負担をかけないよう、会社と国と県が何とかしようという知事の考えもございまして、特に福利厚生等につきましては、去る十七日の県会に、補正予算として三億円を上程、いま審議を願つておるといふような状態でございます。その点につきましても、知事の考え方としては、市町村にこの負担を与えないで、そうして閉山水道が給水するまでは何とかしたいという努力はされておりますので、私どもお互いに協力、相提携しながらこの問題を措置していき

たい、こういうふうな考えです。

第二点の離職者の問題でございますが、この問題につきましては、実は三十六年に大きな合理化が杣島炭鉱にございましたので、その経験を生かしまして、総務部長と話をいたしました。スタッフ十名によります。炭鉱離職者に関する福祉問題、教育問題、就職の問題、大町に支払う失業保険の支払い、こういうような問題で決定を見まして、場所をいま選定をいたしておるような次第でございます。特に教育問題にいたしましては、高校三年になる子弟が、親が全部向こうに走つてしまつて、向こうの高校に入れないというふうな諸条件がございまして、大町に寮をつくりまして、その中に高校生を包含し、県が三分の二、町が三分の一の諸経費を持つて、三年を卒業するまではやらせたいという計画を樹立しております。

それから、住宅団地、工業団地につきまして

は、大体お手元に差し上げておりますように実は企画をいたしまして、そういうような面で住宅を設けたいとすると同時に、全部炭鉱離職者の方がそこに集まっていたらいい、その他のものは一時も早く工業団地として企業を誘致し、失業保険をとる前に工場が来て、そこに皆さんが就職し、大町の人口が他に流出しないという対策をいま樹立をいたしております。

それから、退職手当の問題でございます。政府が退職者に対して七五%を小切手で送ることになりましたが、その二五%会社負担ということになります。これは、きょう上京いたしました百名の上京団と住友本社の団体交渉、地元におきまする杣島炭業所の団体交渉が行なわれておりますが、その点に期待をいたしますと同時に、私ども住友の本社なり杣島炭業所の社長に向かつて、やはりこれは非常に因縁が深いのでござい

ますが、私が組合長時代にこの退職金をきめたという責任もございまして、二五%はぜひ会社で支払つてもらいたいというのを町をあげてお願いをいたしておるような次第でございます。

○平岡委員長 大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 参考人の皆さまには、遠いところをはんとにきょうは御苦労さまでございまして、産炭地域の実情をじゅんじゅんと訴えられるのを先ほどから聞いておりましたが、とにかくなま傷に触れるような思いで産炭地域の逆境といま

すか苦境を感じました。これは政府の施策の云々という問題だけではなくて、このような現状におちいっている産炭地域、また石炭対策については、総力をあげて一日も早く解決しなければならぬかなと。しみじみとそう感ずる次第であります。

さて、参考人の皆さまに二、三お尋ねするわけでございますが、時間の関係もありますので、特に山田の市長さんと大町町長さんに限つて答弁していただければけっこうでございます。最初、企業誘致の問題であります。先ほど

の御説明の中に、最大の努力を払つて乗り出して、しかしながら、えさを投げなければ企業がそれに乗つてこない、こういうお話もありました。また、そのほかに、土地や労働力や、水、技術、資本、これなどは炭鉱が閉山したあとでも再建の条件はまだ十分ある、これを何とか生かしていただきたい、このようなお話もありました。説明の中に、えさの内容もわかれば、企業誘致をしてもなかなか乗つてこないというのは、企業誘致による不安、たとえば自動車工場などは精密機械を据えつけないければならぬ。地盤の沈下やいろいろな悪条件から、そのような仕事ができなくなる。このような不安があつて来ないんじゃないかという考えも持つわけでありまして、こういう点についてはどうであるかということですね。また、事業団による土地造成というものは、独立採算でやっておる関係から、単価が非常に高つていて、企業業のほうは、そのような高い土地を云々ということであつて、という話も聞いておりますが、こういう点を含めて、企業誘致のほんとうの問題点をいま一度お話し願いたいと思つております。

それから、先ほど山田市の例をとられました、二十三年あつた山が現在にはわずかに二山である。これも今度の新石炭政策の影響でどうなるやもわからない不安な状態にあるのだ、まことにお気の毒な姿でありまして、何とかこれを食いこめたいという気持ちでいっぱいでありまして、縮小も現実問題として踏まえておらねばならぬ問題だと思つております。そこで、私がここでお尋ねしたいことは、確かに失業者、生活保護者が日本一といわれるほどの状態です。私はこの生活保護者がもつと何かの姿で就業する機会を与えられればと思つて、たといは、生活保護者の弱点につけ込んで、あるいは法の盲点を突いたといひますか、悪徳金融業者がこれに集つて、これを食ひものにして、という事実があるわけですね。だから就職のチャンスがあつても、このような悪徳金融業者とのつながりのために仕事につけないという

現状も私は見ております。したがって、産炭地域、特に筑豊方面の開発、あるいは発展、こういう条件として、生活保護者のこのような悪循環といえますか、何かこれを打ち切る対策が必要ではないか。つまり緊急的な低利融資、いわゆる肩がわりのそういう何かの措置をとるべきではないかという考えを持っておられるのですが、地元の山田市長さんなどは切実に感じていらつしやることと思ひますので、これも含めてお答え願ひたいと思ひます。

それから、産炭地域開発就労事業というのが今度九州には行なわれることになってきておりますが、これは、具体的に話が進められておると思ひますけれども、どの程度までそれが具体化されているか、私がこれで心配することは、先ほど筑豊方面の産炭地域の労働事情というのが、企業の誘致に非常に悪影響を及ぼしていったという条件があったという話を聞いておりますけれども、確かにこうした弱い人の立場を利用した政治的な動きが見られます。開発事業におきまして、働かざる就労事業などといわれるようなことになってはまた問題だと思ひますので、こういう点も踏まえた上で、どの程度作業が進んでいるのか、ちょっとこれをお尋ねしたいと思ひます。

それからもう一つですけれども、先ほど、今度の中小企業の信用保険特別措置法の五年間延長について、強い要望がありました。われわれもその方向で全力をあげたいと思ひますが、融資問題につきまして、中小企業信用保険あるいは国民金融公庫の融資ワケを百万円から三百万円まで引き上げてもらいたい。これは多いほどいいにきまつておるわけでございますけれども、この三百万とおつしやる根拠といふことが、裏づけといふことが、これをもう少し具体的に聞かしていただければ幸ひだと思ひます。

以上でございます。

○松岡参考人 お尋ねになられました誘致推進についての隘路として、鉱害に対する不安感がありはしないか、そのとおりでございます。大橋先生

は私どもの選挙区で、土地の事情はよく御承知のことでございますが、いろいろの公共事業を押し進めていく場合においても、やはり鉱害問題は常に一つの条件的な隘路になっておるのでございます。三カ年採掘をやめれば一応安定するといふふうにはなっておりますけれども、事実なかなかそうはいっておられないわけで、特に精密工業あるいは機械工業、それから化学工業等においては、やはりよほど基礎をしっかりとつておつても何らかの鉱害の影響でありましよう、すぐひびが入る、あるいは機械操作に難渋を来たすというような事実が少し出たのでございます。そういうことから、企業の性格にもよるのでありますけれども、一つの不安が横たわつて、積極的に進出の意欲を燃やし得ないということでございます。郡内の某町に、大阪からかなり大きな化学工場が進出してまいりましたが、やはり予測しない鉱害のために、現在操業休止中と聞いております。従業員がいま遊んでおる状態です。一つの卑近な例としてそういうこともある。そういうことが伝わりますと、どうもあぶないという感じがさらに広がります。進出の大きな障害になっておるのじやないかという気持ちもあるし、また、その実例もあるわけでございます。したがって、鉱害に対する確実な安定度というものは、誘致するほうも進出するほうも、前もってよほど確実にきめておく必要があるうと痛切に感ずるわけでございます。

それから、企業誘致の問題できめておく一番の問題は何かというお尋ねでございますが、先ほど田畑先生にお答えしたように、一つの条件ということではなしに、やはりいろいろな条件といふものが横たわつて、その条件が充足されなければ進出するほうはやらないといふことが、現在まで私たちがたどってきた経過からすると考えるのであります。一つの条件がかなえられてもその次の条件はどうか、四つ、五つの条件が並べられた場合に、その条件を全部充足するようなことではないと、なかなかむずかしいのではないかと、いふふうに考へております。かりにその条件の全部が整え

られてない場合においても、それについておまけがついてくるような気持ちもいたすのでございませう。進出する側の企業者は非常にそろばん高い、これはまあ企業家の常ではありましようけれども、特に地元への弱みにつけ込んだようなことも、しばしば経験として持つておるのでございませう。特に地元の場合は、土地をただよこせ、事業団の場合、市で援助せよ、あるいは利子の補給をせよというような問題がかなりついてくるのでございませう。あるいは水の場合、水道を引け、取りつけ道路をつくれ、いろいろなレクリエーションの場については、市民の福祉のために市で設ける、または援助しろといふふうな、いろいろなものがついてくる。そうしたきわめて無理難題を押しつけられても、地元としては受け入れられない場合もありまうし、そうした場合の条件の緩和、整備には相当苦労しておるわけでございます。そういう点もやはり一つのネックじやないかと考へております。幾つかの条件といふものがそれをばむものとして横たわつておると考へるのでございませう。

それから筑豊地帯に非常に多い生活保護世帯の処理でございますが、全くとおりのとおりでございます。先生はこの間の事情はよく御承知のことだと思ひますが、弱い立場にある生活保護世帯といふものが社会悪的な存在であることは決して否定いたしません。具体的なことを申し上げるのははばかりたいと思ひるのでございませう。したがって、ある場合においては、生活保護世帯といふものが一つのグループの温床になつておるといふことも言えるのでございませう。力を尽くしてそうしたことの防止ないしは正常な運営に向かつて私ども努力いたしておりますが、なかなか一たん根を植へつけられたものは強固なものでありまして、その解消ないしはその防止については、実をいうと頭を痛めておるのが実情でございます。したがって、生活保護世帯に対する福祉的な問題としましては、小口融資、市の資金によるところの小口貸し付け制度を考へておりま

す。これは民生委員による民生協議会でやるかと、社会福祉協議会というふうな一つの機関を通じて支給することは生活保護法からする認定の問題になつてきますから支給はしないで、必要最小限の生活の資金を、必要とする期間だけ無利子で貸そう、あるいは三千円貸そう、それを六カ月貸そう、それで生活保護費の支給日に、その貸したものは保護費から天引きするという制度をとつております。しかし、向こうさんのほうは、その制度にはあきたらないで、何とかしてもぎとつていこう、あるいは福祉銀行をつくれ、あるいは民生金庫をつくれといふような強い要望があるのでございませうが、極力これには抵抗して、そうした悪循環の方向に向かわないように私どもはやつておるのでございませう。

それからお尋ねの開発就労事業でございますが、現在市町村の段階では、労働省に提出するところの具体的な事業箇所をあげて、県を経由して労働省に提出中でございます。しかし、現在県は県の段階でまだとどまつて、県が総合的に各市町村から寄せられたそれぞれの要望箇所についていま検討中でございます。これは県自体の事業もありまうし、県自体の総合的な開発事業と、市町村の個々の開発事業とを、事業量とか事業効果といふものを検討しながら、県の段階でいま操作中でございませう。労働省にこれがあがつていくのは四月の半ばごろになるということでございます。最終的にチェックするのは労働省でございますが、私どもは事業箇所を五カ所出しておりますが、どの事業について労働省から認可がおりるか、全くその点は不明でございます。したがって、事業がきまらなければ、事業規模、予算、したがってそれに吸収される炭鉱離職者の吸収人員ワケ、これもきまらないうことと、四十四年度の予算にもあけておりませう。労働省のチェックのあり次第に予算とか事業計画を立てますから、四月ないし五月中に臨時議會を開いて、議會の承認を求め事業に着手する。事業は六月一日からでございますから、時間的にはあと七十日程度でございます。

して、非常に私どもあせっておるといふ実情でございませう。労働省につきましてもあるいは県につきましても、いろいろ具体的な運営あるいはその中身等を聞きだしますが、目下検討中であるということございまして、明確なこれに対する運営要綱的なものはまだございっておりません。その点はまことに私ども地元の方は歯がゆい思いでおるわけでございませう。福岡県を例にとりますれば、福岡県はこのために準備本部を設けて、これに専念する事務局を設置しております。労働部あるいは土木部、建築部等々、いろいろ対策について検討しておりますが、まだ完全な運営の方向づけについてのきめ手、肉づけ的なものはきまっておらない状態でございませう。非常にもどかしい思いでおりますので、ひとつ国会においてもしりをたいていただきたいと考えております。

それからきょうの問題でありますこの法律の改正については、先ほど述べましたように、期間の延長とか、百分の八十を百分の百に、全額国の保険、それから無利息、これは地元の商工業者の話し合いの中から生まれた方向づけでございませう。

先ほど申しました百万円から三百万円の引き上げにつきましては、中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫について、経営困難な産炭地域商工業者の転業資金とか移転資金としての特別融資限度額が百万円であるのを三百万円にしたいだきたいというのでございませう。

○大橋(敏)委員 大町町長さんにお尋ねいたしますが、先ほど電力料金の特別の配慮の問題が出ましたけれども、これは上水道拡張工事完成までの間とありますが、いつごろまでの間なんでしょうか。

○藤井参考人 この閉山水道が完成いたすためには、御承知のようにテスト工事もしやっておりますが、これは五月五日までに終わりたい、そして三カ月で上水道の水中ポンプを据えつけて、その間に配管施設を終わりたいということでございますので、八月の中ごろに給水をやりたい、その

間の電力料金を会社に支払ってもらいたいということをお願いをいたしておりますが、前述しましたようなことで離航をいたしております。

それから山田市長にお尋ねになりましたように、産炭地開発就労事業は私どもがきわめて懸念いたしておりますが、これは炭事業の拡大を実はお願いたしておりますが、これが炭炭対象の人員が減少しつつありますので、きわめて困難な要素になっておりますが、こういうふうな御配慮をお願いしまして全く感謝にたえないのであります。中高年齢者がこれに収容できることは、町の人口流出を防ぐためにも一大要素をなしておるのじゃないか、そのためには、さつき申し上げましたように、もう少しワクの拡大をしてほしい。大町では六億四千万いまま五カ年計画として組んでおりますけれども、これではどういふふうな皆さんの就労をいねがうにはほど遠いものがございますので、もう少しワクの拡大をしてほしい、こういうふうに考えております。

○平岡委員長 この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御意見を述べていただきまして、ありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

○平岡委員長 多賀谷員外十四名提出の石炭鉱業国有法案及び多賀谷員外十四名提出の日本石炭公社法案の両案を議題といたします。

石炭鉱業国有法案

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 石炭鉱業の国有(第二条・第三条)
- 第三章 石炭需給計画(第四条)
- 第四章 石炭審議会(第五条・第十一條)
- 第五章 石炭鉱業等の買取等(第十二條・第二

附則 十條

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、石炭がわが国における重要なエネルギー資源であつて、エネルギーの将来にわたる安定的供給を確保するうえに重要な地位を占めていることにかんがみ、石炭の掘採及び取得の権能並びにその輸入の権能を国に専属させることにより、その計画的かつ合理的な生産及び供給を確保し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二章 石炭鉱業の国有

(国の権能)

第二条 まだ掘採されない石炭について、これを掘採し、及び取得する権能並びに石炭を輸入する権能は、国に専属する。

(国の権能の実施)

第三条 前条の規定により国に専属する権能及びこれに伴う必要な事項は、日本石炭公社に行なわせる。

2 前項の日本石炭公社(以下「公社」という。)については、別に法律で定める。

第三章 石炭需給計画

(石炭需給計画)

第四条 通商産業大臣は、第一条の目的を達成するため、毎年度、通商産業省令で定めるところにより、石炭審議会の意見をきいて、当該年度以降の五年間について石炭需給計画を定めなければならない。

2 石炭需給計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 石炭の生産数量、輸出数量及び輸入数量
 - 二 石炭の需要の確保に関する事項
 - 三 石炭の販売価格に関する事項
 - 四 その他石炭の需給に関する重要事項
- 3 石炭需給計画は、石炭その他の燃料及び動力源の需給事情、石炭資源の開発状況その他の経済事情を勘案して定めるものとする。

4 通商産業大臣は、前項の経済事情の変動のため特に必要があるときは、石炭審議会の意見をきいて、石炭需給計画を変更しなければならない。

5 通商産業大臣は、石炭需給計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第四章 石炭審議会

(設置)

第五条 通商産業省に、石炭審議会を置く。

(権限)

第六条 石炭審議会(以下「審議会」という。)は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、石炭に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を通商産業大臣に建議することができる。

(組織)

第七条 審議会は、委員十二人で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

第八条 委員は、公社を代表する者、公社の職員を代表する者、石炭の需要者を代表する者及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

3 専門委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

(任期)

第九条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(勤務)

第十条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(省令への委任)

第十一条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 石炭鉱業等の買取等

(買収)

第十二条 この法律の公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日の午前零時において次の各号に掲げる者が現に有する当該各号に掲げるものは、その時において国が買収する。

一 石炭鉱業(その附帯事業を含む。以下同じ。)を営んでいる者(次号に掲げる者を除く。)にあつては、その者の事業

二 石炭鉱業を営んでいる者であつて石炭鉱業以外の事業で政令で定める一定規模以上のものを兼営しているものにあつては、当該石炭鉱業

(権利及び義務の承継)

第十三条 前条の規定による買収の時において次の各号に掲げる者が現に有する当該各号に掲げる権利及び義務は、当該買収の時において国が承継する。

一 前条第一号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

二 前条第二号に掲げる者にあつては、当該石炭鉱業に係る一切の権利及び義務

2 前項の規定により国が承継した権利及び義務は、その時において公社に承継されるものとする。

(買収価額)

第十四条 買収価額は、次に掲げる基準によつて算定するものとする。

一 第十二条第一号に掲げる者のうちその者の発行する株式が証券取引所に上場されているものの事業にあつては、政令で定める日前一定の期間における当該株式の証券取引所における平均取引価格にその者の発行済株式の総数を乗じて得た額

二 第十二条第一号に掲げる者であつて前号に掲げる者以外のものの事業にあつては、当該事業に属する資産の価額の合計額から当該事業に属する負債の価額の合計額を控除した額

三 第十二条第二号に掲げる者の石炭鉱業にあつては、当該石炭鉱業に属する資産の価額の合計額を控除した額

つては、当該石炭鉱業に属する資産の価額の合計額から当該石炭鉱業に属する負債の価額の合計額を控除した額

2 買収価額の算定については、前項の規定によるものほか、政令で定めるところによる。

(鉱業権等の消滅)

第十五条 この法律の公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日の午前零時において石炭鉱業を営んでいない者が現に有する石炭を目的とする鉱業権(以下単に「鉱業権」という。)又は石炭を目的とする租鉱権(以下単に「租鉱権」という。)は、その時に消滅する。この場合において、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第六十条及び第八十五条の規定は適用しない。

2 国は、前項の規定による鉱業権又は租鉱権の消滅によつて生じた損失を当該鉱業権又は租鉱権を有していた者に対し補償するものとする。

3 前項の規定により補償すべき損失は、当該鉱業権又は租鉱権の消滅によつて通常生ずべき損失とする。

(石炭鉱業評価審査会)

第十六条 第十四条の規定による買収価額及び前条第二項の規定による補償金額は、臨時に通商産業省に置く石炭鉱業評価審査会(以下「審査会」という。)が決定する。

2 審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(訴訟)

第十七条 前条第一項の規定により決定された買収価額又は補償金額に不服のある者は、訴えをもつて、その増額を請求することができる。ただし、その決定のあつたことを知つた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(国債証券の交付)

第十八条 買収代価及び補償金は、二十年以内に償還すべき国債証券をもつて交付する。この場合において、百円未満の端数を生じたときは、これを額面金額百円とする。

2 前項の規定により交付する国債証券の交付は、時価を参酌して大蔵大臣が定める。

4 第二項の規定により発行する国債証券に關し必要な事項は、大蔵省令、通商産業省令で定める。

これを額面金額百円とする。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債証券を発行することができる。

3 前二項の規定により交付する国債証券の交付は、時価を参酌して大蔵大臣が定める。

4 第二項の規定により発行する国債証券に關し必要な事項は、大蔵省令、通商産業省令で定める。

(買収等に関する事務の委任)

第十九条 第十二条の規定による買収及び第十五条第二項の規定による補償に關する調査その他これらの規定による買収及び補償に關する事務は、政令で定めるところにより、公社に行なわせるものとする。

(政令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、第十二条の規定による買収及び第十五条第二項の規定による補償に關する手続その他その買収及び補償の実施に關する必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行に伴い必要な事項及び関係法律の整理に關しては、別に法律で定める。

理由

石炭がわが国における重要なエネルギー資源であつて、エネルギーの将来にわたる安定的供給を確保するうえに重要な地位を占めていることにかんがみ、石炭の掘採及び取得の権能並びにその輸入の権能を國に専屬させることにより、その計画的かつ合理的な生産及び供給を確保する必要があり、これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二百七十億円の見込みである。

日本石炭公社法案

日本石炭公社法

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 経営委員会(第九条―第十八条)

第三章 役員及び職員(第十九条―第二十八条)

第四章 財務及び会計(第二十九条―第六十六条)

第五章 監督(第六十七条―第六十八条)

第六章 雑則(第六十九条―第七十一条)

第七章 罰則(第七十二条―第七十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本石炭公社は、石炭鉱業国有法(昭和四十四年法律第 号)に基づき、石炭の計画的かつ合理的な生産及び供給を遂行することにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本石炭公社(以下「公社」という。)は、法人とする。

(業務)

第三条 公社は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 石炭を掘採し、及び取得すること。

二 石炭の輸入を行なうこと。

三 石炭を販売すること。

四 未開発炭田を開発すること。

五 前各号の業務に關連する業務

2 公社は、通商産業大臣の認可を受けて、輸入業者に対し、前項第二号に掲げる業務を委託することができる。

3 公社は、第一項第五号に掲げる業務を行なうとするとときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

4 公社は、通商産業大臣の認可を受けて、その業務に直接関連し、かつ、その業務の運営に必要な事業に投資することができる。

(事務所)

第四條 公社は、主たる事務所を東京都に置く。
2 公社は、従たる事務所として、支社を置く。
3 支社の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
北海道支社	札幌市
常磐支社	いわき市
九州支社	福岡市

(資本金)

第五條 公社の資本金は、二百億円とし、政府が全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公社に追加して出資することができる。

3 公社は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第六條 公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七條 公社でない者は、その名称中に日本石炭公社という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第八條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）及び第五十條（法人の住所）の規定は、公社に準用する。

第二章 経営委員会

第九條 公社に、経営委員会を置く。

(権限)

第十條 経営委員会は、公社の業務の運営に関する重要事項を決定する機関とする。

2 次の事項は、経営委員会の議決を経なければならない。

一 予算、事業計画及び資金計画
二 決算
三 長期借入金及び短期借入金の借入れ並びに石炭債券の発行
四 長期借入金及び石炭債券の償還計画
五 その他他経営委員会が特に必要と認めた事項

3 経営委員会は、必要と認める事項について、監事に監査を命ずることができる。

(組織)

第十一條 経営委員会は、委員十人及び職務上当然就任する特別委員（以下単に「特別委員」という。）二人をもつて組織する。

2 経営委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかねばならない。

(委員の任命)

第十二條 委員は、学識経験のある者及び労働者を代表する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後の最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。

3 次の各号の一に該当する者は、委員となることができず。

一 国務大臣、国会議員、政府職員（非常勤の者を除く。）又は地方公共団体の議会の議員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

五 公社の役員又は職員

(委員の任期)

第十三條 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の罷免)

第十四條 内閣は、第十二條第二項後段の両議院の事後の承認を得られないとき、又は委員が同条第三項各号の一に該当するに至つたときは、その委員を罷免しなければならない。

第十五條 内閣は、委員が次の各号の一に該当するときは、その他委員が委員たるに適しないことを認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(委員の報酬)

第十六條 委員は、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるほか、その勤務の日数に應じ相当の報酬を受けることができる。

(議決の方法)

第十七條 経営委員会は、委員長又は第十一條第四項に規定する委員長を代理する者及び六人以上の委員又は特別委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 経営委員会は、理事又は公社の職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(公務員たる性質)

第十八條 委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十九條 公社に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以上十人以内及び監事二人を置く。

(役員職務及び権限)

第二十條 総裁は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁を補佐して公社の業務を執行し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 総裁及び副総裁は、第十一條第一項に規定する経営委員会の特別委員とする。

4 理事は、総裁が定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公社の業務を執行し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

5 監事は、公社の業務を監査し、その監査の結果を経営委員会に報告する。

(役員任命及び任期)

第二十一條 総裁及び副総裁は、経営委員会の同意を得て、内閣が任命する。

2 前項の同意は、第十七條の規定にかかわらず、委員八人以上の多数による議決によることを要する。

3 理事は、総裁が任命する。

4 監事は、経営委員会が任命する。

5 総裁及び副総裁の任期は、四年とし、理事の任期は、二年とし、監事の任期は、三年とする。

6 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第二十二條 第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当する者は、役員となることができな

(役員欠格事項)

第二十三條 内閣は、総裁又は副総裁が第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

2 総裁は、理事が第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

3 経営委員会は、監事が第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第二十四條 内閣は、総裁又は副総裁が第十五條各号の一に該当するときは、その他総裁又は副総裁が総裁又は副総裁たるに適しないと認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 第二十一條第二項の規定は、前項の同意に準用する。

3 総裁は、理事が第十五條各号の一に該当するときは、その他理事が理事たるに適しないと認めるときは、これを罷免することができる。

4 経営委員会は、監事が第十五條各号の一に該当するときは、その他監事が監事たるに適しないと認めるときは、これを罷免することができる。

(役員兼職禁止)

第二十五條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第二十六條 公社と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、代表権を有しない。この場合においては、経営委員会は、監事のうちから、公社を代表する者を選任しなければならない。

(代理人の選任)

第二十七條 総裁は、副総裁、理事又は公社の職員のうちから、公社の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(準用規定)

第二十八條 第十八條の規定は、役員及び職員に準用する。

第四章 財務及び会計

(総則)

第二十九條 公社の財務及び会計に関しては、この章の定めるところによる。

(事業年度)

第三十條 公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(経理原則)

第三十一條 公社の財務及び会計に関しては、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理するものとする。

(予算の弾力性)

第三十二條 公社の予算には、その事業を企業的に経営することができるように、需要の急激な増加、経済事情の変動その他予測することができない事態に際することができ、弾力性を与えるものとする。

(予算の作成及び提出)

第三十三條 公社は、毎事業年度の予算を作成し、これに当該事業年度の事業計画、資金計画その他予算の参考となる事項に関する書類を添え、通商産業大臣に提出しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、大蔵大臣と協議して必要な調整を行ない、閣議の決定を経なければならない。

を附するものとする。

(予算の内容)

第三十四條 公社の予算は、予算総則、収入支出予算、継続費及び債務負担行為とする。

(予算総則)

第三十五條 予算総則には、収入支出予算、継続費及び債務負担行為に関する総括的規定(予算に与えられる第三十二條に規定する弾力性の範囲を定める規定を含む)を設けるほか、次の事項に関する規定を設けるものとする。

一 第三十九條第二項の規定による債務負担行為の限度額

二 第四十五條第二項の規定による経費の指定

三 第四十六條第一項ただし書の規定による経費の指定

四 長期借入金、短期借入金及び石炭債券の限度額

五 その他予算の実施に関し必要な事項

(収入支出予算)

第三十六條 収入支出予算は、勘定の別に区分し、勘定ごとに、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて更に区分する。

(予備費)

第三十七條 公社は、予見し難い予算の不足に充てるため、公社の予算に予備費を計上することができる。

(継続費)

第三十八條 公社は、工事又は製造であつて、その完成に数事業年度を要するものについて、特に必要があるときは、経費の総額及び年割額を定め、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経て、その議決するところに従い、数事業年度にわたつて支出することができる。

(債務負担行為)

2 公社は、前項に規定するもののほか、災害の復旧その他緊急の必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内において、債務負担行為をすることができる。

(予算の議決)

第四十條 公社の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

(予算の通知)

第四十一條 政府は、公社の予算が成立したときは、ただちに、その旨を公社に通知しなければならない。

2 公社は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することができない。

3 政府は、第一項の規定により公社に通知したときは、ただちに、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

(補正予算)

第四十二條 公社は、予算作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、通商産業大臣に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

2 第三十三條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による補正予算に準用する。

第四十三條 公社が、予算上不可能な資金の支出を内容とする協定を締結したときは、政府は、その協定締結後十日以内に、その協定を実施するために必要な補正予算を国会に提出しなければならない。ただし、協定締結の日から起算して十日を経過した日に国会が閉会中であり、若しくは衆議院が解散されているとき、又は提出した補正予算が会期中に議決に至らなかつた場合において閉会中もなお審査することに決したときは、次の国会召集後五日以内に、こ

れを提出しなければならない。

2 公社は、前項の協定を締結したときは、ただちに、その協定を実施するために必要な補正予算を通商産業大臣に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、労働委員会の仲裁裁定が公社の予算上不可能な資金の支出を内容とする場合に準用する。

(暫定予算)

第四十四条 公社は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、通商産業大臣に提出することができる。

2 第三十三条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による暫定予算に準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担があるときは、これを当該事業年度の予算に基づいてしたものとする。

(予算の流用)

第四十五条 公社は、予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第三十六条の規定による区分にかかわらず、彼此流用することができる。

2 公社は、予算で指定する経費の金額については、通商産業大臣の承認を受けなければ、前項ただし書の規定によりこれを他に流用することができない。

(予算の繰越し)

第四十六条 公社は、予算の実施上特に必要であるときは、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終わらなかつたものを、翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算で指定する経費の金額については、あらかじめ、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 公社は、継続費の毎事業年度の年割額に係る支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終わらなかつたものを、継続費に係る工事又は製造の完成年度まで、通次繰り越して使用することができる。

3 公社は、前二項の規定による繰越しをしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして、通商産業大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(資金計画)

第四十七条 公社は、国会の議決を経た予算に基づいて、四半期ごとに資金計画を定め、通商産業大臣、大蔵大臣及び会計検査院に提出しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された資金計画が国の資金の状況により実施することができないと認めるときは、その実施することができない限度を、通商産業大臣を経て公社に通知しなければならない。

3 公社は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に基づいて資金計画を変更しなければならない。

(収入支出等の報告)

第四十八条 公社は、政令で定めるところにより、債務負担行為により負担した債務の金額並びに収入し、及び支出した金額を、毎月、通商産業大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

(決算)

第四十九条 公社は、毎事業年度の決算を翌事業年度の六月三十日までに完結しなければならない。

第五十条 公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を附して、これを決算完結後二箇月以内に通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定により通商産業大臣の承認を受けたときは、その財務諸表を公告しなければならない。

第五十一条 公社は、毎事業年度、予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした報告書を作成し、当該報告書に関する監事の意見を附し、かつ、前条第一項の規定により通商産業大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表とともに、これを通商産業大臣に提出しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により報告書及び財務諸表(以下「決算書類」という。)の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 第一項に規定する報告書の形式及び内容は、政令で定める。

第五十二条 内閣は、前条第二項の規定により公社の決算書類の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、会計検査院の検査を経た公社の決算書類を、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第五十三条 公社は、毎事業年度、経営上利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度、経営上損失を生じた場合において、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び石炭債券)

第五十四条 公社は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は石炭債券を発行することができる。

2 公社は、前項の規定により通商産業大臣の認可を受けたときは、その財務諸表を公告しなければならない。

第五十五条 公社は、毎事業年度、経営上利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度、経営上損失を生じた場合において、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度、経営上損失を生じた場合において、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度、経営上損失を生じた場合において、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度、経営上損失を生じた場合において、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(債務保証)

第五十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三十三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公社の長期借

入金又は石炭債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。）について保証することができ、

（政府からの貸付け等）

第五十七條 政府は、公社に対し、長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は石炭債券の引受けをすることができ、

（国庫余裕金の一時使用）

第五十八條 政府は、前条の短期の資金の貸付けに代えて、当該事業年度内に限り、国庫余裕金を公社に一時使用させることができる。

2 前項の規定により一時使用させる金額については、大蔵大臣の定めるところにより、相当の利子を附するものとする。

（償還計画）

第五十九條 公社は、毎事業年度、長期借入金及び石炭債券の償還計画をたて、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（現金の取扱い）

第六十條 公社は、業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。ただし、業務上必要があるときは、政令で定めるところにより、郵便局又は銀行その他大蔵大臣が指定する金融機関に預け入れることができる。

2 前項本文の規定により国庫に預託する金額については、大蔵大臣の定めるところにより、相当の利子を附するものとする。

（財産の処分制限）

第六十一條 公社は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（会計職員）

第六十二條 総裁により契約を締結する職員として任命された者は、契約の締結に関し、総裁により現金の出納を命令する職員として任命され

た者は、債務者に対する支払の請求に関し、総裁により現金の出納をする職員として任命された者（以下「現金出納職員」という。）は、現金の支払及び受領に関し、総裁により物品の出納をする職員として任命された者は、物品の引渡し及び受領に関し、それぞれ総裁を代理する。

第六十三條 総裁は、現金出納職員が、善良な管理者の注意を怠り、その保管に係る現金を亡失し、公社に損害を与えたとき、又は総裁により物品の管理をする職員として任命された者が、故意若しくは重大な過失により、公社の物品の管理に関する法令若しくは規程に違反して物品を亡失し、若しくは損傷し、その他公社に損害を与えたときは、その損害の弁償を命じなければならない。

2 前項の規定により弁償を命ぜられた職員は、その責めを免がれるべき理由があると信ずるときは、会計検査院の検定を求め、ことができる。

ただし、弁償を命ぜられた時から起算して五年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の場合において、会計検査院が同項の職員に弁償の責めがないと検定したときは、総裁は、その弁償の命令を取り消し、既納に係る弁償金をただちに還付しなければならない。

（会計規程）

第六十四條 公社は、その会計に関し、この法律及びこの法律に基づく政令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 前項の会計規程は、公社の事業の企業的な経営と予算の適正な実施に役立つように定めなければならない。

3 公社は、第一項の会計規程を定めるときは、その基本事項について、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

4 公社は、第一項の会計規程を定めたときは、ただちに、これを通商産業大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

（役員の給与等の基準）

第六十五條 公社は、その役員に対して支給する給与及び退職手当の基準を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（会計検査）

第六十六條 公社の会計については、会計検査院が検査する。

第五章 監督

第六十七條 公社は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

（監督者）

第六十八條 通商産業大臣は、第一条に規定する目的を達成するため特に必要があると認めるときは、公社に対し監督上必要な命令をすることができる。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、公社からその業務に関する報告を徴することができる。

第六章 雑則

（大蔵大臣との協議）

第六十九條 通商産業大臣は、第三条第三項及び第四項、第五十四條第一項、第三項ただし書及び第七項並びに第六十一條の認可並びに第五十九條の承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（他の法令の準用）

第七十條 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公社を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

（実施規定）

第七十一條 この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第七十二條 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした公社の役員は、十万円以下の罰金に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第三条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

三 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

四 第六十八條第一項の規定による命令に違反したとき。

五 第六十八條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十三條 第七條の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、石炭鉱業国有法の公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（退職手当）
第二条 この法律の施行の際現に石炭鉱業を営んでいる者（以下この条において「旧会社等」という。）に雇用されている者で、石炭鉱業国有法第十三條の規定により公社の職員となつたものは、旧会社等から退職したことを理由として退職手当の支給を受けることができる。

2 前項の公社の職員となつた者の旧会社等における在職期間は、その者が公社から受ける退職手当の計算については、公社における在職期間とみなす。

理由

石炭鉱業国有法に基づき石炭の計画的かつ合理的な生産及び供給を遂行するため日本石炭公社を設立し、その組織、業務、財務、会計等に関し規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、二百億円の見込みである。

○平岡委員長 両案について提出者より提案理由の説明を聴取いたします。岡田利春君。

○岡田(利)議員 私は、ただいま議題となりました石炭鉱業国有法並びに日本石炭公社法案について、提出者を代表し、その提案の趣旨説明を申し上げます。

戦後日本経済再建の新しい手となった石炭鉱業は、その後石油の進出により急速にその需要が減退し、千二百円炭価値下げとともにスクラップ・アンド・ビルド政策が強行され、その結果失業者のはんらん、関連中小企業の倒産を引き起こし、産炭地は荒廃して大きな社会問題となり、労働者を中心として、中小企業者、住民、自治体、一体となって政府に石炭政策の転換を迫ったのであります。

昭和三十七年四月政府は石炭鉱業調査団を編成し、第一次、第二次、第三次の答申がなされたのであります。ことに第三次答申は、抜本策として千億円の債務の肩がわりという私企業への異例の措置であったのであります。

しかしながら、これらの諸政策もことごとく失敗に終わり、石炭鉱業の全面的崩壊は必至の情勢となってきたのであります。

かくして政府は石炭鉱業審議会に答申を求め、昨年十二月二十五日第四次答申がなされたのであります。この第四次答申の基調は再度千億に及ぶ債務の肩がわりを中心とする五年間四千億程度の財政支出を行ない、この間に炭産規模を三千五

百万トン程度に縮小しようとするものであります。

この答申は私企業としての経済的基盤を完全に失っている個々の企業をそのままの形態にして再建交付金を交付するものであつて、全く従来の政策を踏襲したのみであります。

これは金融機関の救済と個別企業対策であつて、石炭の産業政策ではありません。再び過去の失敗を繰り返すことは火を見るよりも明らかであります。

私は今日までの政府の政策について、その欠陥を指摘しつつ政策の提言をいたしたいと思ひます。

第一に従来の政策の最大の欠陥は個別企業対策に終始したということであり、相次ぐ答申が挫折した原因にはもちろん予想以上の重油価格の低落、諸物価の高騰などがありますが、政策を策定するに際して提出された各社の計画が常に会社の利害の上に立つてつくられ、さらに答申に基づく再建計画の実施が無秩序に行われ計画がそこを来たしという事実を見のがすことはできないのであります。第四次答申による石炭再建策もその轍を踏むことは確実であります。

第一次答申以来各社は競つて、第二会社化、閉山、首切りをすすめて、五年間逐次実施する予定のスクラップ計画をわずか一年半で強行し、その後における合理化もベースアップの抑制、労働時間の延長、組長の導入等全く非近代的な方向で行なってきたのであります。この結果、大災害の頻発となり、労働者に炭鉱の将来に対する展望と希望を喪失させ、離山ムードをかり立て、ついに計画出炭体制を経営者みずから放棄するに至つたのであります。

第二には、かように企業内合理化は非合理化の段階まで落ち込んでいるのに企業間の合理化は全然放置されてきたということであり、

石炭鉱業の近代化を阻害しているものは、明治以来の先願主義による鉱区の大手炭鉱の独占と錯綜せる鉱区の分布によるものであります。鉱区の

統合は石炭の生産構造整備の基本であります。地下の鉱物資源が土地所有権に属す法制になつていた英国においては群小の炭鉱が存在し、近代化が著しくおくれにいたところから、早くより国有化が叫ばれていたのであります。イギリスの国営、フランスの公社営制度は大胆な鉱区の統合再編成でもあつたのであります。したがって生産基盤の整備を行なわずして石炭鉱業近代化はあり得ないのであります。

次に石炭鉱業の近代化のおくれはその流通機構にも見ることができるのであります。わが国においては数百種に及ぶ銘柄があり、しかもこの輸送コストの高い石炭の交錯輸送が行なわれている現状であります。最近石炭の供給構造が変化し、北海道に重点が移行し、さらに石炭各社の出炭と販売シェアが変わりつつある今日、流通機構の一元化が緊急な課題であります。石炭の需要は電力並びに鉄鋼が大宗を占め、いわばその大部分が政策需要であることから販売における競争はもはや意義を失つていたのであります。今日まで政府がこれらの根本的問題の解決に手をつけようとしなかつたところに、わが国の石炭鉱業の悲劇があるといわざるを得ません。

第三には、今後の石炭政策において最も重要な問題はいかにして労働力を確保するかということであり、鉱山の命数は鉱量によつてきまり、個々の炭鉱に就職することは若い者にとっては永遠の職場たり得ないのであります。高温多湿の地底に、しかも災害の多い職場で、低賃金で、退職金すら確保の保証のない状態において、労働力の吸収が困難であることは当然であります。それには災害を防止し労働条件を引き上げ、現在のような各炭鉱別雇用でなく石炭鉱業全体としての雇用形態に改め少なくとも現存する技術者並びに労働者を確保しながら若い労働力の養成をはかることが必要であります。

第四には膨大な債務と残存炭害の処理の問題であります。欧州各国とも石炭政策については多くの予算を計上して保護助成政策をとっているの

ありますが、わが国のごとく私企業たる個別会社に政府が債務の肩がわりをした例は皆無であるとともに企業間においてきわめて不公平な施策となつていたのであります。しかも一千億の肩がわりでは立て直しが困難であることが判明した今日個別企業を再編成し公的機関に統合してこの債務の整理と炭害の処理を行なう必要があり、

以上の観点よりこれらの問題を総合的に解決する方法は炭鉱を国有化して公社において経営する以外にないと思ひます。

わが国におけるエネルギーの消費は年々経済の成長率とはほぼ同一テンポで増加しているのであります。

これがために供給源の分散化、海外原油の開発、備蓄等の対策が進められ、増殖炉等発電用原子炉の開発が期待されていますが、国内資源である石炭鉱業の継続的安定こそ最も確実な安定供給であります。また鉄鋼生産の飛躍的な増大に対処し、その原料炭の確保は、最も肝要であり、国内炭のみではなく、海外開発もみずから行なう体制の確立が必要であります。国民総生産は世界第三位に達したわが国経済において、今日の炭産規模程度の維持はけだし当然といわなければなりません。

かかる見地に立つて以下石炭国有法案の概要について申し上げます。

第一章は目的についての規定であります。石炭がわが国における重要なエネルギー資源であり、エネルギーの将来にわたる安定的供給を確保する上に重要な位置を占めていることにかんがみ、石炭の掘採、取得及び輸入の権能を国に専属し、計画的、合理的な生産及び供給を確保し、石炭鉱業の継続的安定をはかり国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであります。

第二章は前述のごとき目的に基づき石炭鉱業に対する国の権能を規定しました。しかしその権能の実施は日本石炭公社をして行わしめることにいたしましたのであります。

第三章は石炭需給計画について規定しました。

石炭審議会の意見を聞いて毎年通商産業大臣が当該年度以降五年間の需給計画を定めることにいたしましたのであります。

第四章は石炭審議会の規定を設け、公社の労使、需要者、学識経験者からなる四者構成としたしました。

第五章は石炭鉱業等の買収について規定いたしました。買収の価格方式についてはわが国における従来の鉄道国有法、日本製鉄株式会社法、日本発送電株式会社法の場合、並びに欧州における国有法、公社法の場合の方式等を検討いたしました。わが国における石炭鉱業の企業経営の実態から一定期日前一定期間の平均株価を基準として評価することとしたしました。これらは政令によって定めるわけでありましたが、わが党としては国有法案が国会に提出された二月十八日前一年間の株価平均といたしたいと存じます。

非上場の会社については評価審査会において上場会社の買収価格を考慮にいれながら資産を評価し、それから負債を控除した額を基準とすることにいたしました。兼業会社は政令による基準によって指定し、当該企業は石炭部門を買収することとし、この評価は非上場の場合と同じ方式をとることにいたしました。現在移行していない鉱業権については消滅することとし、その際これによって生じた損失については補償することにしたしました。買収時において鉱業権者が有する権利、義務は国が承継し、直ちに公社に引き継がれるものといたしました。これらの買収代金並びに補償金については、国債証券を交付し二十年内に償還することとしたしました。

なお本法律施行に伴う諸種の法律の整理については別に施行法を提出する所存であります。

次に、日本石炭公社法案について説明申し上げます。

第一章においては日本石炭公社は国有法に基づき、石炭の掘採、取得、輸入、販売、海外を含め未開発炭田の開発等の業務を行なうことを規定いたしました。輸入業務は委託を行なうことができ

るように規定し、また販売についても小口等は従来どおり商社を通じ販売するつもりであります。

資本金は二百億円と金額政府出資といたしました。

第二章に業務運営の重要事項を決定する機関とし経営委員会を設け学識経験者、労働者を代表する委員、公社を代表する特別委員で構成することとしたしました。

第三章は役員並びに職員について規定いたしました。職員の身分関係については公社と労働組合との協約並びに就業規則に譲ることとしたしました。

なお、職員の労働諸権制につきましては、ILO O 結社の自由に関する実情調査調停委員会のドライヤー報告書のすべての公有企業が、関係法律上区別することなく、同一の基準で取り扱われることは適当ではないと述べている勧告に基づき、公社の職員は公務法の適用を受ける一般労組法、労働法の適用を受けることとしたしました。

第四章は財務及び会計について規定いたしました。この点に関し、現行の三公社と異なる点は給与総額を設けず、かつ予算上不可能な資金の支出と内容とする協定を締結したときは、その協定締結後十日以内に必要補正予算を国会に提出しなければならぬ旨の規定を設けました。

その他石炭債券発行等の規定を設けました。

以上が日本石炭公社法案の概要であります。すでにわが国と同じく石炭を私企業として会社別に経営をしてきました西ドイツにおいては、昨年石炭鉱業の適応化と産炭地域の健全化に関する法律が成立し、ルール石炭鉱業株式会社が発足し、ルールにおける二十九炭鉱会社中二十四炭鉱会社を吸収統合し、その下に七社を置き、石炭生産シェア約八十数%、従業員十九万人の一大体制整備を断行し、今後二十年間にわたる西ドイツ石炭鉱業の安定を目ざしているものであります。

また、わが国においても第四次答申に至る間に、石炭経営者側からは、全国一社化案、三社

化案、販売機構の一元化案が提案され、またいわゆる植村構想が検討された経緯もあり、石炭の長期安定のためには、いまや抜本的な体制的解決が不可欠の要件となつていゝるものであります。今日までの石炭政策のきびしい反省と、石炭鉱業の実態を直視すれば、石炭鉱業の国有、公社化が最善の道であると確信するものであります。

わが党政権下であるならば、当然エネルギー全体を把握し管理する方式をとるべきであります。現在の政治的分野を配慮して、この崩壊しようとする石炭鉱業に限定し、その立て直しをはかり、国産エネルギー源を確保する見地から、石炭鉱業国有法並びに日本石炭公社法案を提案する次第であります。

何とぞ、本法案がすみやかに審議され、可決されんことをお願いいたしまして、提案の趣旨説明といたします。

○平岡委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

○平岡委員長 内閣提出の石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案及び石炭鉱業整理規制臨時措置法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

○平岡委員長 内閣提出の石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「販売価格及び生産数量」を「販売価格等」に改める。

第二条第一項中「第三十五条の六第四項」を「第三十五条の十第四項」に改める。

第三十五条の十第四項中「昭和四十五年度」を「昭和四十八年度」に改め、同項第四号中「及びその交付に係る採掘権又は租鉱権の放棄により減少すべき石炭の生産数量」を削り、同号の次に次の一号を加える。

四の二 石炭鉱山整理促進交付金又は石炭鉱山整理特別交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の放棄により減少すべき石炭の生産数量

第二十五条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 石炭鉱業を廃止した会社に対する石炭鉱山整理特別交付金の交付

第二十五条第一項第五号中「の交付に係る採掘権」を「若しくは石炭鉱山整理特別交付金の交付に係る鉱業権」に改める。

第二十六条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 石炭鉱山整理特別交付金の交付の時期及び方法

第二十六条第二項第六号中「の交付に係る採掘権」を「若しくは石炭鉱山整理特別交付金の交付に係る鉱業権」に改める。

第三十五条中「第三十五条の七、第四十四条の二第一項、第四十五条第三項及び第五十条」を「及び第三十五条の十一第一項」に改める。

第三十五条の二の見出しを「(交付金に係る公示)」に改める。

第三十五条の三の見出しを「(交付金に係る債務の弁済)」に改める。

第三十五条の七第一項中「交付金」を「交付金若しくは特別交付金」に、「採掘権若しくは」を「鉱業権若しくは」に改め、「石炭の採掘」の下に「(試掘を含む)」を加え、同条を第三十五条の十一とする。

第三十五条の六第一項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、「採掘権又は」を「鉱業権又は」に改め、同条第二項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、「採掘権」を

「又は採掘権」に改める。

第三十五条の六第一項中「採掘権又は」を「鉱業権又は」に改め、同条第二項中「採掘権」を

「又は採掘権」に改める。

第三十五条の六第一項中「採掘権又は」を「鉱業権又は」に改め、同条第二項中「採掘権」を

「又は採掘権」に改める。

「鉱業権」に改め、同条第三項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、同条第四項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、「採掘権」を「鉱業権」に改め、同条を第三十五条の十とする。

第三十五条の五の次に次の四条を加える。

(石炭鉱山整理特別交付金の交付)

第三十五条の六 事業団は、石炭鉱業を営む会社が昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に解散し、その保有するすべての鉱業権又は租鉱権について放棄による消滅の登録を受けた場合であつて、その会社が次の各号に適合するときは、その会社に対し、石炭鉱山整理特別交付金(以下「特別交付金」という。)を交付することができる。

一 昭和四十四年六月一日以後において、鉱業権(租鉱権の租鉱区又は租鉱権の目的となつていて、租鉱に係るもの及び当該租鉱権に係る鉱区とこれに隣接する鉱区に係る鉱床を一体として開発することが著しく合理的である旨の通商産業大臣の認定を受けた当該租鉱区に係るものを除く)についてこれを譲り渡し若しくは譲り受け若しくはその租鉱の増減をし、又は租鉱権についてこれを設定し若しくは租鉱区の増減をしたことがないこと。

二 解散の日前二年以上八月以内にその石炭鉱業を休止したことがないこと。

三 租鉱権を放棄する場合にあつては、その租鉱権の放棄について採掘権者の同意があること。

四 前三号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める基準に適合すること。

2 前項の特別交付金の額は、次の各号に掲げる債務ごとに政令で定める方法により算定した金額の合計額とする。

一 当該会社が営んでいた石炭鉱業に従事していた従業員に対し当該会社が解散の日現在において負担する賃金の支払の債務及び貯蓄金の返還の債務(当該貯蓄金に係る利率が政令

で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く)。

二 当該会社が営んでいた石炭鉱業による鉱害の賠償債務。

三 当該会社が営んでいた石炭鉱業に必要なものとして購入した資材のその購入に係る買掛金債務その他通商産業省令で定める債務。

四 当該会社が営んでいた石炭鉱業に必要な資金として銀行その他の金融機関から借り入れた借入金債務。

(特別交付金に係る公示)

第三十五条の七 事業団は、特別交付金の交付を申請した会社が前条第一項に規定する特別交付金の交付の要件に適合していると認めるときは、すみやかに、当該会社に特別交付金を交付する旨並びに当該会社の同条第二項第二号及び第三号に掲げる債務に係る債権者は六十日以上

の一定期間内に事業団に対し債権の申出をすべき旨を公示しなければならない。

2 前項の債権者が同項の期間内に同項の申出をしなかつたときは、当該債権については、次条第一項の規定による債務の弁済を請求することができない。

(特別交付金に係る債務の弁済)

第三十五条の八 事業団は、民法第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、第三十五条の六第二項の規定により同項各号に掲げる債務ごとに算定した金額について、通商産業省令で定めるところにより、当該特別交付金の交付を受けることとなつた会社(以下「廃止会社」という。)に代わつてその債務の弁済を行なう。

2 前項の通商産業省令には、第三十五条の六第二項各号に掲げる債務の弁済が公平に行なわれることを確保するために必要な事項及び同項各号に掲げる債務の弁済の時期、方法その他の必要な事項を定めおかなければならない。

3 事業団が第一項の規定により債務の弁済を行なつたときは、その弁済を行なつた額について第三十五条の六第一項の規定による特別交付金の交付をしたものとみなす。

(特別交付金を受ける権利の保護)

第三十五条の九 第三十五条の六第一項の規定により特別交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

第三十六条第二項中「四十五円」を「五十五円」に改める。

第三十六条の六及び第三十六条の十一中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改める。

第三十六条の二十一に次の二項を加える。

2 前項に規定する資金の貸付けに係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、八年(すえおき期間を含む)をこえない範囲内において政令で定める期間とする。

3 第三十六条の六及び第三十六条の八から第三十六条の十一までの規定は、第一項に規定する資金の貸付けを受けた者について準用する。

第三十六条の二十四第一項中「第三十五条の六第一項ただし書」を「第三十五条の十第一項ただし書」に改める。

第四十条の二中「開発資金」の下に「第二十五条第一項第十一号に規定する資金」を加える。

第五十三條の二第三号中「第二十七條第三項」の下に「第三十五條第四号、第三十五條の三第三項、第三十五條の六第一項第四号若しくは第二項第三号、第三十五條の八第一項、第三十五條の十一第一項」を加え、「第三十六條の二十一」を「第三十六條の二十一第一項」に改める。

第五五章の章名を「販売価格等の制限」に改める。

第六十三條の次に次の一条を加える。

(販売数量の調整に関する指示)

それがあつたと認めるときは、鉱業権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者に対し、石炭の販売数量の調整又は特定の需要者に対する石炭の供給が不足した場合の措置に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行なう。

第六十四條第一項中「前条第二項」を「第六十三條第二項」に、「六月以内とする」を「六月以内とし、前条第二項の共同行為をすべき期間は、一年以内とする」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第六十三條第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条第二項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 前条第一項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

第六十五條中「又は第六十三條第一項」を「若しくは第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項」に改め、「前条第二項各号」の下に「又は第三項各号」を加える。

第六十六條及び第六十七條中「又は租鉱権者」を「若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者」に、「又は第六十三條第一項」を「第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項」に改める。

第六十八條第一項中「又は第六十三條第一項」を「第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項」に改める。

第七十八條の見出し中「経理」の下に「の改善等」を加え、同条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、鉱床の一体的な開発、鉱業施設の効率的な利用その他石炭鉱業の生産又は経営の合理化を図るため、採掘権者又は租鉱権者が相互に協力して事業活動を行ない、又はその事業を一体的に運営することが特に必要であると認めるときは、当該採掘権者又は租鉱権者

に対し、必要な勧告をすることができる。

3 通商産業大臣は、前項の勧告をしようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

第八十四条第一号中「第三十五条の六第二項」を「第三十五条の十第二項」に改める。

附則第二条中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

附則第二条の二中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日から三十日以内に改正後の第三十五条の六第一項に規定する石炭鉱山整理特別交付金の交付の申請をした会社が昭和四十四年四月一日からその申請の日の前日までの間に解雇した鉱山労働者については、改正後の第三十五条の十一第一項中「特別交付金の交付の申請の日」とあるのは「昭和四十四年四月一日」と読み替えて同項の規定を適用する。

3 石炭鉱業合理化事業団が改正前の第三十六条の二十一の規定により行なつた同条に規定する資金の貸付けについては、なお従前の例による。

理由

石炭鉱業の現状にかんがみ、石炭鉱業の整備の円滑化を図るため、石炭鉱業合理化事業団に石炭鉱業を廃止する会社に対する石炭鉱山整理特別交付金の交付を行なわせる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「軽減する」を「軽減する等の」に改める。

第三条の次に次の二条を加える。

第三条の二 石炭鉱業を営む会社であつて、その掘採可能鉱量が通商産業省令で定める基準に該当するものは、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第 号）の施行の日後三月をこえない範囲内において政令で定める日までは、前条第一項の認定を受けた会社にあつては、石炭鉱山における保安の確保のための措置に関する事項の追加その他必要な再建整備計画の変更をし、その他の会社にあつては、第二条第一項各号に掲げる事項及び石炭鉱山における保安の確保のための措置について定めた再建整備計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その再建整備計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 前項の掘採可能鉱量の計算の方法は、通商産業省令で定める。

第三条の三 通商産業大臣は、前条第一項の規定により認定を受けた旨の請求があつた場合において、その再建整備計画が次の各号に該当し、かつ、その実施が当該会社の経理的基礎及び技術的能力並びに当該会社に対する金融機関の協力の見通しに照らして確実であると認めるときは、当該再建整備計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 第二条第一項第一号の計画が石炭鉱業の再建整備を図るため適切なるものであること。

二 第二条第一項第二号から第四号までに掲げる措置又は石炭鉱山における保安の確保のための措置が当該会社の生産の合理化、経営の合理化、資本構成の是正又は石炭鉱山における保安の確保のため適切なるものであること。

2 第三条第二項の規定は、前項の認定について準用する。

第四条第一項中「前条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（再建交付金交付契約）

第四条の二 政府は、第三条の三第一項の認定を受けた会社が次の各号に定めるところにより借入契約又は債務の内容を変更したときは、その変更に係る部分の借入金又は債務の元本の償還及び利子の支払のための交付金を交付する旨の契約（以下「再建交付金交付契約」という。）を当該認定を受けた会社と結ぶことができる。

一 金融機関から昭和四十三年九月三十日以前において借り入れ、昭和四十四年五月一日現在において借入残高のある借入金（償還期間）すえおき期間を含む。）が一年未満のものとして借り入れたものと並びに石炭鉱業合理化事業団から石炭鉱業合理化臨時措置法第二十六条第九号の二に規定する近代化資金、同項第九号の二に規定する開発資金及び同項第十二号に規定する再建資金として借り入れたもの（再建資金として借り入れたものにあつては、昭和四十二年四月一日以後に借り入れたものに限り、）を除く。次号において同じ。）のそれぞれに借入契約ごと、昭和四十四年五月一日現在における借入残高に通商産業省令で定める計算の方法により計算した率を乗じて得た金額につき、当該金融機関との間において当該借入契約の内容を変更して、その変更に係る部分の内容を次のイ、ロ、ハ及びニに適合するものとする。

イ 変更に係る部分の借入金の償還期間（すえおき期間を含む。）が昭和四十四年五月一日から起算して十五年となつていないこと。

ロ イの償還期間に含まれるすえおき期間が通商産業省令で定める計算の方法により計算した期間となつていないこと。

ハ 変更に係る部分の借入金の利率が年三分となつていないこと。

ニ 変更に係る部分の借入金の元本の償還及び利子の支払が、元利合計半年賦均等償還の方法その他の通商産業省令で定める方法

に従つて行なわれることとなつていないこと。

二 金融機関から昭和四十三年十月一日から昭和四十四年四月三十日までの期間において借り入れ、同年五月一日現在において借入残高のある借入金のうち当該期間における当該会社の石炭鉱業の運営に特に必要な借入金であつた旨の通商産業大臣の認定を受けたもののそれぞれに借入契約ごと、同日現在における借入残高につき、当該金融機関との間において当該借入契約の内容を変更して、その内容を次のイ及びロに適合するものとする。

イ 変更に係る借入金の償還期間が昭和四十四年五月一日から起算して十五年をこえない範囲内において通商産業省令で定める計算の方法により計算した期間となつていないこと。

ロ 変更に係る借入金の利率並びに元本の償還及び利子の支払の方法がそれぞれ前号ハ及びニに適合していること。

三 当該会社が営む石炭鉱業の従業員又は従業員であつた者（以下「従業員等」という。）に対し昭和四十四年五月一日現在において負担する貸金の支払の債務（当該会社が昭和四十四年九月三十日以前において負担することとなつたものに限る。）及び貯蓄金（当該従業員等が当該会社に昭和四十三年九月三十日以前において預け入れたものに限り、）の返還の債務（当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く。）の額に第一号の通商産業省令で定める計算の方法により計算した率を乗じて得た金額につき、当該従業員等との間において当該債務の内容を変更して、その変更に係る部分の債務の償還期間並びにその債務の元本の償還及び利子の支払の方法をそれぞれ前号イ及び第一号ニに適合するものとする。

こと。

2 前項第三号の規定による変更に係る部分の債務の利率が年三分をこえている場合における同項に規定する当該利子の支払のための交付金の額は、年三分の利率により計算した金額とする。

3 政府が再建交付金交付契約を結ぶ場合における再建交付金交付契約に係る借入金及び債務の元本の額の総額は、千億円を限度とする。

第五條第一項中「(以下「再建整備会社」という。)」を「(以下「元利補給契約会社」という。)」を「(以下「元利補給契約会社」という。)」と改め、同条第二項中「第三條」の下に「又は第三條の三」を加える。

第六條第一項中「再建整備会社」を「元利補給契約会社」に改める。

第九條の見出しを「(契約の解除)」に改め、同条第一項中「再建整備会社」を「元利補給契約会社」又は「再建交付金交付契約会社」に改め、「元利補給契約」の下に「又は再建交付金交付契約」を加え、同条第二項中「再建整備会社」を「元利補給契約会社」に改め、同条第三項中「再建整備会社」を「元利補給契約会社又は再建交付金交付契約会社」に改め、「元利補給契約」の下に「又は再建交付金交付契約」を加え、同条第四項中「元利補給契約」の下に「又は再建交付金交付契約」を加える。

第十條第一項中「元利補給契約」の下に「又は再建交付金交付契約」を、「借入金」の下に「又は債務」を、「金融機関」の下に「又は従業員等」を加え、「の一部」を削り、同条第二項中「前項の規定により」の下に「金融機関に対し」を加え、「金融機関が」を「当該金融機関が」に改め、「若しくは委任」を削り、「できなかつた元本の額」の下に「(その元本に係る借入金に係る債務の担保に供されていた財産が第四項の通商産業大

臣の認定を受けた借入金に係る債務の担保に供された場合にあつては、その元本の額からその担保の提供によつて減少した担保の価額を控除した額。以下この項において同じ。)」を加え、同条に次の三項を加える。

3 第一項の規定により従業員等に対し補償する損失は、当該従業員等が当該債務についてその履行を請求した日から三月を経過してもなお取り立てることができなかつた元本の額の二分の一に相当する金額とする。

4 再建交付金交付契約会社が昭和四十九年四月一日以後においてその石炭の生産の事業を廃止した場合において、当該再建交付金交付契約会社が、当該再建交付金交付契約に係る借入金に係る債務の担保に供していた財産(通商産業省令で定めるものに限る。)を担保に供して昭和四十五年三月三十一日までに当該借入金に係る金融機関(通商産業省令で定めるものを除く。)から借り入れた借入金であつてその借入れが石炭鉱業の運営に必要である旨の通商産業大臣の認定を受けたもの(その借入金を借り換えたときは、その借り換えた借入金を含む。)の残高をその事業を廃止した日現在において有しており、かつ、当該金融機関の当該再建交付金交付契約会社に対する資金の融通の状況が通商産業省令で定める基準に適合しているときは、第一項の規定により当該金融機関に対し補償する損失は、第二項に規定する金額に当該残高に相当する金額の範囲内において通商産業省令で定める金額を加えた金額とする。

5 再建交付金交付契約が解除された場合における第一項の規定による損失の補償は、通商産業省令で定めるところにより、分割払いの方法により行なうものとする。

第十一條第一項中「受けた金融機関」を「受け又は受けることとなつた金融機関又は従業員等」に改め、「当該借入金については」を削り、「当該借入金」を「当該損失の補償」に改め、同条第二項中「金融機関」の下に「又は従業員等」を加

え、「受けた」を「受け又は受けることとなつた」に、「当該借入金」を「当該損失の補償」に、「二分の一に相当する金額を」を「二分の一に相当する金額(前条第四項の規定により同条第一項の規定による補償金の額が増額された場合にあつては、その残額に二分の一以上において通商産業省令で定める割合を乗じて得た金額)を通商産業省令で定めるところにより」に、「規定による補償金の額」を「規定により補償を受けた金額」に改める。

第十二條第一項中「再建整備会社」を「元利補給契約会社(再建交付金交付契約会社であるものを除く。又は再建交付金交付契約会社(以下「再建整備会社」という。))に改める。

第十七條中「第四條第一項並びに」を「第三條の二第一項及び第二項、第四條第一項、第四條の二第一項、」に改め、「第六條第二項」の下に「第十條第四項及び第五項並びに第十一條第二項」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭和三十八年法律第四百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第五條第一項」を「第十二條第一項」に改める。

理由

石炭鉱業の現状にかんがみ、その再建整備を促進するため、石炭鉱業を営む会社が負担している債務の償還に充てるための交付金を交付する制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭和三十八年法律第四百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の円滑な実施」を「及び安定」に改める。

第二条第二項中「昭和三十九年以後」を削り、「前項各号」の下に「又は次の各号」を加え、「同項各号に」を「同項各号又は次の各号のいずれに」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前一年以内において石炭対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)第三条第二項第三号の石炭鉱業の経営経理の改善又は安定を図るための補助金として交付される石炭鉱業安定補給金の交付を受けたことがあること。

二 前項第二号に適合していること。

第三条第二項第二号及び第五條中「実施」の下に「又は石炭鉱業の経営の安定」を加える。

附則第二項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和四十五年一月一日を基準日とする改正後の第二条第二項の規定による指定又は指定の取消しについては、同項第一号中「前一年以内」において「とあるのは、石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)の施行後において」とする。

理由

石炭鉱業安定補給金制度の拡充に伴い、石炭鉱業安定補給金の交付を受ける会社について利益金の処分の制限等その経理の適正化を図るために必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○平岡委員長 政府より各案の提案理由の説明を聴取いたします。大平通商産業大臣。

○大平國務大臣 ただいま議題となりました石炭

鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

今日の石炭鉱業が深刻な苦境に立たされていることは、御承知のとおりであります。この事態に対処するため、政府といたしましては、昨年十二月の石炭鉱業審議会の答申の趣旨を尊重して、去る一月、今後の石炭対策について閣議決定を行なった次第であります。

この新石炭対策におきましては、わが国のエネルギーの安定的供給、雇用の安定、地域経済の発展など国民経済的観点から総合的施策を講ずることといたしております。閉山対策の面におきましては、石炭企業が閉山を行なう場合に、その従業員、鉱害被害者、周辺産炭地域の中小商工業者等に多大の影響があることは、いまさら申し上げるまでもありませんが、特にいわゆる企業ぐるみ閉山の場合には、多額の未払債務の弁済ができないため、産炭地域に対する影響はさらに著しいことが懸念されますので、社会的混乱の防止にも配慮して、新たに石炭鉱山整理特別交付金制度を設けることとした次第であります。

また、石炭企業が、個別企業の利害を越えて全体の合理化をはかるため、いわゆる体制の整備を行なうべきことが重要であるので、鉱区の再編・調整及び流通の合理化等を重視し、地域の実情に応じて、共同行為、事業の共同化等の実施を推進することといたしております。

これらの措置を講ずることに伴い必要となります制度の追加及び改善を主たる内容としていたしまして、今回、この法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。今回の改正の第一点は、今後止むを得ず生ずる企業ぐるみ閉山による社会的混乱を防止いたすため、石炭鉱業合理化事業団が石炭鉱山整理特別交付金を交付する制度を追加することであり、この交付金は、閉山を行なう石炭企業が、その

資力をもってしては支払うことができない従業員関係の債務、一般債務、鉱害債務及び金融債務のそれれについて一定の限度までは充足が可能なるように所要の金額が交付されるものであり、その全額について石炭鉱業合理化事業団がその会社にかわって弁済することといたしております。

第二点は、石炭企業の経営の合理化を徹底せしめ、必要な場合には、採掘権者または租鉱権者が相互に協力して事業を行なうか、またはその事業を一体的に運営するための体制を整備するために必要な勧告制度を設け、また、石炭の流通の円滑化及び石炭の販売業者の相互協力をはかるための共同行為の指示制度を設けることといたしております。

このほか、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を昭和四十五年度から昭和四十八年度に改めること、採掘権者または租鉱権者が、石炭鉱業合理化事業団に納付する納付金の限度額を引き上げることなど所要の改正を行なうことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

次に、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

今日の石炭鉱業が深刻な苦境に立たされておりますことは、御承知のとおりであります。この事態に対処するため、政府といたしましては、昨年十二月の石炭鉱業審議会の答申の趣旨を尊重して、去る一月、今後の石炭対策について閣議の決定を行なったことはいま申し上げたとおりであります。

この新石炭対策におきましては、わが国のエネルギーの安定的供給、雇用の安定、地域経済の発展など国民経済的観点から総合的施策を講ずることといたしております。現在の石炭鉱業の危機は、資金繰り面の悪化に集約的にあらわれており、金融機関及びその従業員に対する債務の償還の過重な負担を取り除かない限り、石炭鉱業の経

営基盤の回復、安定を期したい状況にあります。このような現状にかんがみ、今回の石炭対策におきましては、その重要な一環として、総額一千億程度の再建交付金の交付の措置を講ずることといたしたい考えであり、これに伴い必要となります制度の追加及び改善を主たる内容として、今回、この法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。今回の改正は、再建交付金の交付に関する規定を追加することであり、再建交付金は、再建整備計画について本法施行の後新たに通商産業大臣の認定を受けた石炭企業に対し、その負っている債務の償還とそれにかかわる利子の支払いに充てるため交付するものであります。

その際、再建交付金の交付の対象として、金融機関からの借り入れ金債務とともに、従業員に対して負っている賃金の支払いの債務などのいわゆる従業員関係債務をも含めることといたしております。なお、借り入れ金債務のうち、昨年十月から本年四月までの間の石炭鉱業の運営に特に必要であったものについては、所要の配慮をいたすこととしております。

このため、再建交付金を受けようとする会社についての再建整備計画の作成、再建交付金交付契約の締結等につきまして、新たに規定を設けることといたした次第であります。

このほか、再建交付金制度の一環として、いわゆる担保抜きを行なうことにより石炭企業の資金調達を容易にすることを目的として、特別の損失補償を行なうことができることといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。最後に、石炭鉱業整理規制臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由及び概要を御説明申し上げます。今日の石炭鉱業が深刻な苦境に立たされている

ことは御承知のところであり、この事態に対処するため、政府といたしましては、昨年十二月の石炭鉱業審議会の答申の趣旨を尊重して、去る一月今後の石炭対策につきまして閣議決定を行ないましたことは御承知のとおりであります。

この新石炭対策におきましては、今後の石炭鉱業の再建をはかるため諸般の対策を強力に推進することとしておりますが、なかんずく石炭鉱業安定補給金制度の拡充は、今回の対策の重要な一環となるものであります。

すなわち、石炭鉱業安定補給金につきましては、その交付先企業の範囲の拡大及び補給金の額の引き上げをはかるものとすることがありますが、その半面、石炭鉱業安定補給金の交付を受ける石炭企業におきましては、真にこれを石炭鉱業の再建目的に沿って使用するに必要とされることとあります。このため、これから企業の経理の適正化について所要の法規制を行なう必要があると考え、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。第一は石炭鉱業整理規制臨時措置法の適用を受ける会社として、石炭鉱業安定補給金の交付を受け、かつ、石炭の年間生産数量が一定規模以上である会社を新たに指定することにより、これらの会社が行なう利益金の処分等について所要の規制を行なうとするものであります。

第二は、本法の有効期限を昭和四十五年度末から今回の石炭対策の目標年度である昭和四十八年度末まで延長することとあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ以上三案について慎重御審議の上御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。○平岡委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。引き続き、各案について政府委員から補足説明を聴取いたします。中川鉱山石炭局長。○中川(理)政府委員 ただいま大臣から御説明申

し上げました石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案及び石炭鉱業整理臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、補足して御説明申し上げます。

御承知のとおり、これら三法の改正は、現在の石炭鉱業が深刻な苦境の中に置かれており、現行の対策のもとにおいては、その存続自体が困難な状況に立ち至っておりますことに対処いたしますために、昨年十二月の石炭鉱業審議会の答申に基づき立案いたしました諸政策を実施いたします上に必要なものであります。これら三法の改正案の理由及び概要は、ただいま申し上げました大臣の御説明に尽きるものであります。これら三法の中には、技術的かつ複雑な規定が多々ありますので、法律の規定の運用の方針といたしてございまして、これを補足して御説明申し上げますことといたします。なお、これら三法中政令及び通商産業省令に委任いたしておりますところが多いのでございますが、これらの立案は、目下検討を進めておりますところでございますので、そのおおよその輪郭につきましての御説明をいたしたいと思います。

まず、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

今回の改正は、ただいま大臣から御説明申し上げましたとおり、再建交付金の交付に関する規定を追加することであり、再建交付金は、その作成する再建整備計画について本法施行後新たに通商産業大臣の認定を受けた石炭会社に対し、交付するものであります。この再建整備計画について認定を受けることができます会社は、石炭鉱業を営む会社でその掘採可能鉱量が過去三年間の年間平均出炭量の十倍以上あることを要件といたすよう通商産業省令を規定いたす所存であります。これは、従来の元利補給金の交付対象会社が、この要件のほか赤字の状態であることを要件といたしましたことと異なるものであります。この点は、今回の再建交付金制度が、石炭鉱

業がこれまでに負担してきた累積赤字を解消するという消極的目的にとどまることなく、将来にわたる石炭鉱業の再建のための基盤づくりを積極的に行なおうとするものであるためでございます。

このような再建交付金の交付の対象といたす債務は、会社が金融機関から昨年九月以前に借り入れた借り入れ金すなわち一般金融債務、同じく金融機関から昨年十月以降今年四月以前に借り入れた借り入れ金の経過金融協力分の債務、それに貸金や退職金などの従業員関係債務の三つとなっておりますが、これらの債務につきましては、経過金融協力分と従業員関係債務を一般金融債務に優先して支払うことといたしてあります。このため、これら二種の債務の支払いが完了いたしますまでの間を、一般金融債務につきまての据え置き期間といたす所存であります。

また、再建交付金の各社別に配分すべき額は、本法施行後申請を待って確定することとなりますが、その中から経過金融協力分をまず控除し、残額につきまして、各社の持つております金融債務残高と出炭実績の比率を勘案して配分することといたします。

次に損失の補償の規定であります。

今後の石炭企業における設備資金等に要する長期金融につきましては、石炭鉱業合理化事業団が行なう無利子貸し付けが中心となるのであります。が、同時に、市中の金融機関につきましても充分の寄与を期待いたしているところであります。しかしながら、現在の石炭鉱業には、市中金融機関からの融資が必要となります担保に供し得る財産が枯渇いたしております。かかれば、所要の担保を捻出するための方策を考へる必要があります。この損失の補償の特例の措置は、以上の趣旨にかんがみ、創設するものであります。市中金融機関にすでに担保として差し入れてある財産を再活用してその金融機関が石炭鉱業の再建のための新たな貸し付けを行ないました後に、その会社が石炭の生産の事業を廃止してその貸し付けが貸

し倒れになった場合に特別の手当てを施そうとするものであります。

次に石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

今回の法律の改正の第一点は、今後やむを得ず生ずる企業ぐるみ閉山による社会的混乱を防止するため、石炭鉱業合理化事業団が石炭鉱山整理特別交付金を交付する制度を創設することであり、この特別交付金の交付対象企業は、昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで、に会社を解散し、その保有する鉱業権をすべて放棄いたしました場合で、所定の要件に適合いたしている場合に交付いたします。

次に特別交付金の額の算定であります。この制度は、著しい超過債務の状態に石炭企業が企業単位で閉山したとす、従業員、関連中小商工業者、鉱害被害者などが耐えがたい打撃を受けることを防止するために設けようとしたものであることとあります。したがって、従業員関係債務、一般債務、鉱害債務等につきまして、それぞれが適当な限度まで充足されますように特別交付金の額を算定いたすこととしてあります。すなわち、従業員関係債務につきましては、その七五％を、鉱害債務につきましては、原則として金銭打ち切り賠償の全額、鉱害復旧に関する鉱業権者の納付金の三分分等を、一般債務につきましては、原則としてその取り立て不能額の五〇％を、金融債務につきましては、原則としてその取り立て不能額の五〇％とするものといたす所存であります。

なお、一般債務につきましては、法案に規定いたしております資材の購入のための買掛金、債務のほかに、何を含めるかにつきましては、通商産業省令に委任されておりますが、産炭地域における中小商工業者が持つております債権が保全されますようにできるだけ配慮いたしたいと考えております。

改正の第二点は、石炭鉱業の体制の整備に資するため、石炭企業が相互に協力して事業を行ない、またはその事業を一体的に運営することが特

に必要な場合には勧告を行なう制度を設け、また、石炭の流通の円滑化をはかるための共同行為の指示の制度を設けることといたしてあります。

最後に、石炭鉱業整理臨時措置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

今回の法律改正は、ただいま大臣から御説明申し上げましたとおり、石炭鉱業安定補給金を政府から受けております石炭会社をこの法律の規制の対象に加えるものであります。これは、今回の石炭鉱業審議会の答申に基づき石炭鉱業安定補給金が大幅に増額されたので、これに伴うものであります。安定補給金は、従来、再建会社と中小石炭企業を対象にトン当たりほぼ百五十円程度を交付いたしてきたものであります。が、わが国石炭鉱業の安定と再建のための重要な柱としてこの安定補給金制度の充実、活用をはからうといたします観点から、この対象を中小炭鉱に限ることなく、全企業に拡大することといたしました。なお、予算規模は、昨年度の二十三億円から百二十億円へと約五倍の拡大をはかりました。

今回、法律を改正いたしまして経理の規制をいたしますのは、このような多額の国家資金が安定補給金として投入されますので、石炭会社の経理を明確化し、その経理処理を統一して実情に合うものにいたします。すなわち、安定補給金を受けている会社が利益金を不当に社外流出させてその結果、安定補給金を交付いたしました効果を減殺することにならないよう利益金の処分について認可制度を実施いたしたいと考えているからであります。

以上、石炭関係三法につきましてその提案理由及び概要につきまして御説明いたしました。

何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願いいたします。

〔補足説明の資料がないぞと呼ぶ者あり〕

○平岡委員長 通産省に申し上げます。

う要請します。

○大平国務大臣 いま御要請の資料につきまして直ちに調製の上、お手元に差し上げるようにいたします。

○平岡委員長 これにて補足説明は終わりました。

各案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○平岡委員長 石炭対策に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

岡田利春君。

○岡田(利)委員 これからの石炭政策に関する各法律案の審議を進めるにあたって明らかにしなければならぬ点がありますので、この際御質問申し上げます。

といいますのは、私が去る予算委員会において石炭問題で総理並びに通産大臣の見解を承ったわけですが、この場合、総理大臣は石炭政策については当面緊急の問題としてこの政策を実施するが、石炭政策はこれで終わりではない、いわゆる最終策ではなくて、今後さらにある時期においては当然石炭政策を考えていくという旨の答弁があった。その後参議院の石炭対策特別委員会、大平通産大臣は大矢参議院議員の質問に答えて、この総理の発言というものをむしろ打ち消す、いわば今後の政策が石炭の最終本策だ、最終案なんだ、こういう見解を述べた通産大臣は述べておられるわけですが、また、きのうの本会議において総理の答弁が行なわれて、引き続き各般にわたって通産大臣の答弁があったわけですが、私どもは本会議で聞いておりまして明らかに総理大臣の答弁と各般にわたって述べられた大平通産大臣のものととの考え方、思想といえますか、発想のしかたが完全に違う、こう私どもは受け取ったわけですが、もしこれが通産大臣として総理大臣の述べられた答弁を否定するといふのであれば、少なくとも

も内閣の責任者の総理と担当通産大臣の認識が統一である、また政府自体としても意思統一が統一であるといわざるを得ぬわけですが、これがそうであるならば、とてもそのままだにこれからの石炭政策を審議するわけにはまいらぬと思うわけですが、この点について通産大臣はどう思われるか、総理の答弁に対してどう思われるか、この際明確にさせていただきたいと思うので

○大平国務大臣 私のたびたびの発言と総理の御発言との間で誤解を生むようなことに相なりましてたいへん恐縮に存じます。これは他意はないのでございまして、総理といたしましては、石炭企業に当面してある危機は容易ならざることであり、その体制の整備もこれまた容易ならざる重大事業であって、はたしてこの第四次の石炭対策をもつてして完結できるかと問われるならば、自信は完全には持ち得ないという憂慮を示されたものと思ひます。私は担当大臣といたしまして、そのような深謀遠慮の総理大臣のものとおりまして、現実の担当者といつたしましては、せつなく巨額の国費を投じてやります以上は、最善を尽くして政策効果があがるようにやっています責任があると思ひます。基本政策的な石炭政策に対する認識の相違ではないかと思ひます。きょうの本会議は、きのうの本会議はまずまだだとして、参議院の石炭に

○岡田(利)委員 アクセントの違いであるならばまだそれでよいと思ひます。きょうの答弁でも、私どももアクセントがニュアンスの違いだけではないと思ひます。基本的な石炭政策に対する認識の相違ではないかと思ひます。きょうの本会議は、きのうの本会議はまずまだだとして、参議院の石炭に

の発言を否定したとおられるわけですが、明らかに総理の発言を否定したとおられるわけですが、これはきょうの最終案であつてそういうことは考えられない、こういうことで否定したとおられるわけですが、これはやはり私は明らかにもう認識の相違ではないか、非常に重大だと思ひます。ましてこれ

だけの国費を投じ、第四次の答弁をいま実施しようといつたしておられるわけですから、私はそういう意味で、総理が本会議並びに予算委員会ですべて石炭政策については、これは最後のものではなかつて、さらに石炭政策はそれその時点ではなかつて、さらに石炭政策を進めなければならぬと思ひます。そういふ見解がやはりすなわち通産大臣として認められないとするならば、総理にこの委員会に出席を願つて、総理の見解をまたたきなければならぬと思ひます。きょうのことに私はならざるを得ないと思ひます。ですからもう一度ひとつ、総理の本会議並びに予算委員会における発言については、通産大臣としては全くその発言を認めるのか、同感なのか同感でないのか、端的に明確にしてみたいと思ひます。

○大平国務大臣 最高責任者の総理の御発言でございまして、そのとおりでございまして。ただ私が申し上げましたのは、その実施にあたり、私といたしましては、ベストを尽くしていかげんな答案を書かぬように努力してまいりますが、私の責任であるというようにひとつ御了解をいただきたいと思ひます。

○岡田(利)委員 もう一つの通産大臣の認識について伺ひたいのですが、きのうの本会議の答弁では、いわばこの政策は昭和四十八年までの五カ年を想定して進められてまいるわけですが、その後、五年後については、いわば石炭企業は自立してやってもならなければならない、こういう答弁をきのうの本会議で述べられたのです。私はそういう気持ちでやりたいというのであれば、そう考えられることは理解できないものでもありませんけれども、今日の石炭産業を考えると、五カ年間のこの政策を進めたあと自立できるなどということは考えようとしても考えられないわけですが、実態を把握すればそれはもう明確であると思ひます。たとえば西ドイツの場合でも体制的な整備を行なつた。しかしながら従来の政策というものはそのまま続けていく。またいろいろの問題点があれは、その時点でこれに対処する。そういう前

提があつて西ドイツの石炭産業の再編成を行なつたわけですが、再編成を行なう場合でも大体五百億円程度の金は毎年長期的に必要なんだということではもうシラー経済大臣は言ひ切つておられるわけですが、ましてわが国の場合には、石炭産業の現状を把握すれば、これは五年以降を考えると、これは政策をもちろん強行しなければならぬといふ、こういう認識でなければおかしいのではないかと思ひます。あまりにもきのうの答弁が、通産大臣の考えられておられることを推定すれば、ある意味ではこの政策を実施するにあつてそういう意気込みであつてもいいという気持ちで答弁として出たのではないかと思ひますけれども、そのままたくは受けとめれば、石炭産業に対する認識のしかた、実態把握、こういうものについてずいぶん甘いのではないか、認識そのものが何かずれているのではないか、こういうふうには本会議の答弁を聞いて感じたのです。この点はいかがですか。

○大平国務大臣 私も石炭産業の現状並びに将来につきまして岡田委員と意見をともにするわけにございまして、いろいろ自分なりに勉強を重ねておられるわけにございまして。いまドイツの例のお話もございまして、私も判断いたします。政府も数々の対策を講じてまいりましたが、事志と違ひまして、政策が成功裏に結実しなかつたことをたいへん残念に思ひます。しかし政策の究極の目標は、石炭産業が自立産業といたしましてりっぱに経済界におきまして堂々たる市民権を確保するといふような状態が政策の目標であることは当然であると思ひます。それで私は、きのうの本会議における答弁におきまして、そういうことを期待するといふ表現でお答えしたと思ひます。きょうの答弁で、そうであるといふように事態を甘く見ていないのでござい

○岡田(利)委員 明治鉱業が労働組合に対して四月一日付で閉山をしないと、しかも具体的な内容

は政策のたてまえ上、右であるとか左であるとかいうことを、そのほうがよろしいとか悪いとかいうことを申し上げたことはございません。あくまでも企業側の判断でございます。ただ、気持ちといたしましては、なるべく安全をとりたいという気持ちはございますから、たとえばどの時点まで継続可能かということについての質問は私どもとしてもいたしております。しかしながら、先ほどの補足説明で申し上げましたように、昨年九月から本年三月までの経過金融協力分というのは、これもまた当否は別でございますけれども、私どもの力の限りいたしました計画措置でございます。残念ながら四月以降このような最終的には国の処理という形に戻るべき筋合いでの金融協力と

いうことをなし得る状況にないことは、これは岡田委員も御承知だと思えます。そのような事態で、会社側が四月一日でないとあらゆる金繰りその他の条件が充足できない。それをいたずらに引れば終閉山についての混乱を巻き起こすだけである、こういう判断で経営者が判断しておるということについて、私どもはその可否を言う立場にはないと考えております。したがって、組合通告等に至りますまでの間は、くどいようでございますが、事務的な政省令その他の御相談はいたしておりますけれども、組合にいつ通告をなさるか、どういう立場で話をなさるか、これはあくまで企業

側の判断でございますし、いままでの例から見
して、その通告をされる前日くらいに、あす組合
に当社の方針を申し込むということについての連
絡を受けたという状況に相なっております。これ
はいま話題にのぼりました二社についてのいまま
での経緯でございます。

○岡田(利)委員　では、法律は通らない、しかも
明治鉱はいわば解散をするというのは五月の株式
総会であるということも天下に公表いたしておる
わけです。したがって、五月の株主総会までは企
業が残るわけです。そうして四月一日から山をや
める。どうも私はわからないわけです。そういた
しますと、四月一日以降このままで推移します

と、どういふことが予想されますか、この点はいかがですか。

○中川(理)政府委員 このまま推移するとどうなるかというの、ちょっと私も御質問が理解しがたいのでございますが、もう少しおっしゃっていただきたいと思ひます。

○岡田(利)委員 会社は閉山提案を四月一日からした。組合は認めない、同意できないという事になった場合には、会社はこれにどう対処するの、まさか破産をするわけでもないでしょうし、株主総会は五月一日に開くといっているのですから、破産するまでのことは無い。そうすると、結局は閉山をするといつても、それは実質上操業中止といふ事か、それ以外に私は予想できないと思ひます。これ以外に予想できることがあるでしょうか。

○中川(理)政府委員 どうも仮定の御質問でございます。また会社側がどのように判断をしておるかというのを逐一承知しておるわけではございませんので、的確な答えはできないのでございませうけれども、先生のおっしゃる通りに、稼行を停止するという状況で会社が残つておるか、あるいはその間——ただいまの御質問では法律も通つておらぬという前提があるといひます。すなはち、あらゆる、私どもがいま考えておりますようなことがとり行なわれないわけではございませうから、期限の来た手形が不渡りになるというやうなことで、あるいは倒産をいたすということになるかもしれないし、その辺は、五月くらいまでは、操業停止をして会社が継続できるといふ判断を持っておるか、私がいま申しましたように、倒産になるかもしれないと考えておるか、これは企業側でしかるべく判断をいたしておるものと思つておりますが、いずれにいたしましても、そう平穩な状態という予想は成り立ちがたいのではないかと、両者の状態です。そう考えております。

○岡田(利)委員 すでに閉山提案をしておるのですから、それに対応する対応策といふ事か、どう

う対応するかという事は通産当局としては無関心で、おられないはずですよ。少なくとも、当然そういう点については十分把握をしておかなければならぬと思ひます。また通産大臣も、相談があつたわけですから、もし同意を得られない場合には中止をするのかしないのか、やはり地域経済の關係もあるわけですから、当然そういう点も明らかにしなければならぬのじやないでしょうか。たとえば鉄道だつて、ぼつと石炭が運ばなくなるといふ問題すらあるわけですから、その点について私は、いまの局長答弁くらいですらつとしておられることがふかしくございませう。しかしいま答弁されたのですから、それ以上の答弁はききようは出ないと思ひます。あつても委員会ありますし、その点について十分実情を把握してもらいたい。そうして、私は質問しますから、それに対して答えていただきたい、こゝろ思ひます。

そこで、労働省が来ておりますのでお聞きしますが、四月一日から、いま私が質問いたしておりますように、会社としては閉山を前提にして解雇をする、しかし組合が同意しないから、労使の間は事実上紛争關係に置かれるわけですね。一時帰休の場合でも、制度としては直ちに失業保険を支給をするという方式もとられてまいつたのですから、こういうケースの場合には、もし、私が申し上げましたように、解雇の意思をもって操業を中止する場合に、四月から直ちに失業保険の受給ができるかどうか、この点について何とおきたいと思ひます。

○増田説明員 ただいまのようなケースでございますが、はっきりと解雇であるということになります。と、原則といたしましては失業保険金は支給をされないわけでございます。それで、離職表というのがございますが、それにはちゃんと、労働者が同意をいたしますと判こをつくといふことになつております。したがいまして、そこら辺の雇用關係が労使の間の紛争によりまして、一方は解雇する、一方はこれを認めないといふことになり

ますと、失業保険法上非常に——これをへたに取扱いますと労使の紛争に介入するやうなことになるか、ねえせんので、私もといたしましては、できるだけ労使が自主的に解決するのを待ちましてから支給をするといふふうな現在指導をしておるわけでございます。できるだけ紛争に介入しないといふたてまえをとつておるわけでございます。ただ、私も現在取り扱つておりますのは、紛争がこじれまして労働委員会に提訴をする、あるいは裁判にかかるといふやうな場合は、きつとしたことになつております場合には、条件つきで支給をするといふやうなことをやっております。つまり、条件つきと申しますのは、それによつて解雇でない、復職するといふやうなことになればお返ししたく、こゝろいふやうなことをやっておりますが、それは万やむを得ない場合のことでございます。できるだけ紛争に介入しない、労使で自主的に話し合いがついたあとで支給をする、こゝろいふやうにいたしたいと思つております。

○岡田(利)委員 しかし会社側は政府に対してやめろといふ意思表示をしてゐるわけですね。そして解雇しますといふ意思表示をしてゐる。組合にもしてゐるわけですね。しかしながら解雇についてはいろいろな条件その他同意はできない。しかし操業は中止されてゐる。ですからいまあなたが言われたやうに、この問題は普通の一般企業の場合と違つて私は思ひます。当然そういう場合については、雇用が継続されればもちろんこれはお返しをしなければならぬけれども、失業保険を受けることができるのではないかと、あるいはまた一時やういふ石炭政策が、そういう意思表示をして解雇をするといふことになり、しかも操業を中止するわけですから、そういう場合にはあるいは一時的に帰郷してゐるといふ実態とみなして、従来もとりましたやうに見ることができるといふのではないかと。客観的には証明されるわけですから、しかも意思は政府と無縁でやつてゐるわけじゃないですから、当然その雇用が継続せられ

る場合には返還するといふ前提で失業保険は給付されるものと私は判断するわけですね。こゝろいふケースの場合いかにございませう。これに限定していか

○増田説明員 ただいま申し上げましたやうに、解雇といふ状態が客観的に成立するかどうかといふことを安定所の立場で判断するといふことが非常に争ひになつておりますので、非常にむづかしいわけでございます。したがいまして、ただいまも申し上げましたやうに、単に労使の中で、外からわからないといふ中で問題になつてゐるといふ意味ではなくて、たとえば労働委員会に解雇の効力について提訴をされるというやうに、客観的にさういふ事態が明らかになつた場合に現在は条件つきでやつてゐるわけでございます。

○岡田(利)委員 この点も事態の推移によつて継続的に質問したいと思ひます。関係法案もかかつておるわけですから、きようはその問題はその程度にしておきます。

もう一つこの機会に何つておきたいのは、結局明治の場合には、九州三山は分離をしてやりたいと会社は明らかに意思表示をしておるわけですね。そのことは可能だからといふ裏づけがあつてその提案を組合にしたわけでしょう。可能でなければするはずはないので、可能だからしたわけですね。そういたしますと結局残るのは、山と人は北海道二山ですから、北海道それぞれひとつ閉山をしてもらいたい、むしろさういふ意思表示があつた場合には、こつちは残したいと言つてゐるわけですから、本岐なら本岐はやめさしてほしい、その次には昭和なら昭和をやめさしてほしい、こゝろ言われた場合にこれを阻止するものはないのじやないでしょうか。認めざるを得ないのじやないでしょうか。といひますのは、本岐だけやめたら大臣、これは労働者債務は一〇〇%ももつてまだ余裕があるんですよ。本岐をばんとやめると本岐のすべての人は全部もらえるわけですね。昭和でも、私の計算では大体九〇%くらいもらえるわけですね。

九州のほうは財産を分離してそうして残して、一緒になってやめさせれば、退職金、労働者債務は七五%しかもらえない。これでは労働者は反対だといって判を押さないでしょう、当然の話なんです。会社はなくなるのですからきわめて当然なんです。こういう問題が今度起きるわけでは、明治の場合に起きているわけでは、この矛盾は、こういう問題は、いまは法律案が出されておりますけれども、すでに会社はやめると言っているのではありませんから、この問題は問題としてやはり何らかの見解を示さなければならぬのではないかと、こつち五山の山で会社は自分で財産を持ち出して、こつちは分離して残したい、そうしてこつち二つづつ企業ぐるみでやりたい。かつてのいい話です。つづすなら本岐をつぶして昭和をつぶせば、少なくとも労働者は退職金、労働者債務は一〇〇%ももらえるわけでは、いまの法律では、こういうケースについて通産大臣としていかに思われますか。このままで政策が済むと思えますか。

○中川(理)政府委員 先ほど大臣からお答えいたしましたとおり、数山持つておる会社の一部分割というものを一定期間を限りまして考えるということにいたしておりますのは、本委員会でもいろいろ御意見のありましたような相当大きな会社が会社全体として一挙にやめるといふ事態を何とか緩和できないかという観点に立つての全くの特例措置をいま検討しておるといふことでございまして、原則論に立ち戻りますならば、法律の考え方は特別交付金と一般交付金の企業側による選択制ということに尽きるわけでございます。その意味で特別交付金制度が会社全体が閉山するという場合のためにとりました措置であることからいいますと、いまの特例措置は明らかに例外と申しますか、特例でございまして、その意味でも時限的なものとして考えたい。いま私も考えておりますのは、およそ出炭量の半分以下のものを残すということであれば、特別交付金の制度の適用を受けるということに、時限的にはいたしたい、こう

いうことでございまして。いまおっしゃいました労働者側から見た場合の退職金をどのくらい回復できるかという問題は、もともと特別交付金制度と一般交付金制度との選択制の中にある問題でございまして。労働者の側からいえば、場合によっては一般交付金制度によったほうがみずからの債権を確保するのに有利だといふ事態はあると思えます。これは労働者側から見た立場でございまして。ただし、国の側から見た立場といたしましては、労働者債権、中小企業者債権といふもののバランスというものについて、会社全体がだめになるといふときには、このバランスをいかように考えるべきかといふことを考えたわけでございます。それが先ほど申しましたように、およそ七五%と原則として五〇%という、労働債権優遇という立場での格差を設けたのでございまして。したがって、いまお説のように、もし一般交付金制度で明治鉱業が各山を順番にやめていって、最終的にゼロになるといふような事態になりますと、中小商工業者の取り分というものは非常に少なくなる。そして、おそらく特別交付金制度よりも労働者の回復するものは多いであろうということはお説のとおりになると思いますが、そこは私どもは国として企業ぐるみの特別交付金制度を考えた場合には、労働者債権と他債権とはどのような関係になればよろうか、これは審議会でも議論をしたところでございまして、七五、五〇というところに設定をいたしておるわけでございます。この当否については御議論のあることはよく承知をいたしております。しかも、そういう状態で企業側を選択をさせるという制度がよかったのかどうかという問題も、もう一つ議論としてはあり得ると思えます。私は、会社全体がやめるといふときには、もともとこの考え方が一斉に全山やめるといふことを想定をいたしておったわけでございますので、その際にはいまの七五、五〇という比率関係というものが、ほぼ国の側から見た当を得たバランスではなかろうか、こう考えておるわけでありまして。

○岡(利)委員 時間がありませんから――局長そう答弁されますけれども、会社はやめておさるばらばら、こういう気持ちで提案しているのに、労働者がある程度ですとか納得するはずはないのであって、一つ一つ七五%ぐらゐらえるわけでは、何も企業ぐるみ協力しなくても、山を一つづつぶしても七五%はもらえらる。むしろそれ以上ももらえらる。これは明らかに政策の立て方の間違いで、体制問題あまりいろいろあつて、十分検討されなかつたとは思ふので、もう少し検討されて、今後ひとつお互いに十分着目して審議する気持ちで、むしろ私は検討してもらいたいという気持ちを希望いたします。そして、事態の推移を見守つてこれらの問題についてさらに具体的に各山の分析に立つて私は質問いたしたいと思ひます。

○岡(利)委員 時間がないからやめます。そこで、これは簡単な問題ですから聞いておきますが、局長が言われておる問題で、いままで審議会にも全然出ていないのですが、公租公課ですね。たとえば地方自治体の町民税を従業員から取つて払つていないとか、あるいは鉱産税とか固定資産税とかで未払いの分がありますね。これはどうなるのでしょうか。何に入るのでしょうか。

○中川(理)政府委員 会社が解散いたします場合には当然に清算といふことを前提にいたしまして、清算後の超過債務についてどう処理するか、こういうことで特別交付金制度を考えておるわけでございますので、いまおっしゃつたような公租公課というものは清算段階で優先債権に相なりまして、資産があればその中から優先してとつていく、こういうことになりまして、交付金の対象といふことにはならないと私は考えております。

○岡(利)委員 時間がないからやめます。

○渡辺(徳)委員 関連して。昨日私、本会議で特別交付金の公開要求をしておるわけです。それで大臣の答弁では、審議上必要な場合には説明する、こういうお話でありましたけれども、この資料といふものは、明治とか本岐とかあるいは麻生とか

いう関連会社全般を含めた資料ではないのであつて、明らかに明治の一部分である昭和、本岐に関する資料としてつくられたものなんだから、これを公表しても他に影響するところはない、こう私は判断します。これから審議を続けていくのに、存続可能な山の問題の判断――存続可能な山があるにもかかわらず企業ぐるみ閉山のために企業である明治だけの意見、判断によつてきめるんだといふいまの問題の説明にはどうしても納得できない。存続可能であるかないかといふことを判断するのは、明治だけがきめるのではなくて、われわれもきめるのです。おかしい答弁だと思つて、われわれがこの法案の審議の過程でいろいろ議論するのであつて、われわれに議論の資料を与えないでは国会の審議権を拒否することになると思ふ。われわれがその判断をするのであつて、われわれがこの法律によつて適用するかどうかという問題を議論するのであつて、われわれの審議に対する適切な資料があるのに出さぬといふ話では、私はこれからこの問題に関して、審議に入るわけにいかぬと思ふ。だから、私が昨日日本会議で要求した資料を委員のわれわれに配付すべきである。できないなら審議できぬと思うのです。その点委員長は理事会にあらためてかけていただきました。私が本会議で要求した資料を委員に配付すべきことを正式に通産省に向かつて要求していただきたいと思ひます。

○岡(利)委員 渡辺君に申し上げます。いまあなたのお申し出は札幌通産局の磯部調査団の報告書だと存じますので、御要請のあったことを理事会にはかりまして、あなたの御要望になるべく沿うようにしたいと思います。

○平岡委員長 この際、参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一

部を改正する法律案について、明二十日、産炭地域振興事業団理事有馬駿二君に参考人として出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと「呼ぶ者あり」〕

○平岡委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

次回は、明二十日木曜日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会いたすこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十九分散会